

平成19年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成19年6月30日（土）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道	教育次長	福野正

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	棚瀬敦夫
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

会議を開会する前に、一言申し上げます。

去る6月22日、平成19年第2回瑞穂市議会定例会を開会するに当たりまして、6月30日の土曜日と7月1日の日曜日に一般質問を実施することに全会一致で決定をされました。

これは、住民に身近な市議会に向けた議会活性化策として、土・日議会を開催することになったものでございます。

本日の会議に朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に心から御礼を申し上げます。傍聴にお越しいただいた皆様方には、受付でお渡ししました傍聴人心得をよく読んでいただきまして、円滑な議会運営に御協力をいただきたいと思います。特に議場内では、ビデオ、カメラ、録音機、携帯電話の使用をお断りしております。携帯電話をお持ちの方には、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくようお願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号12番、民主党の松野藤四郎でございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、民主党瑞穂会を代表して質問を行います。

質問に先立ち、今回の市長選挙におきまして瑞穂市長となられました堀様、おめでとうございます。新市長さんとなられた最初の質問者として、大変光栄に思っているところでございます。

また、議員となった最初の2年間は隣同士の席だったというふうに思います。これからは立場が違うということでございますが、これからの瑞穂市の発展、どんなまちにしていくのか、また安全・安心な営みができるよう等、いろいろな面で議論をしながら、今後進めていきたいと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

さて、通告してあります2点の事項、マニフェスト具体的施策について、2点目の名古屋紡績跡地の進行状況について、質問席から行いますので、行政側の的確なる御答弁、並びに御所見をお願いいたします。よろしく申し上げます。

まず最初に、市発注による工事、あるいは物品購入、こういったものを含め、入札方法を指名競争、あるいは随意契約を改め、一般競争、あるいは電子入札を取り入れて、談合防止を行うということでございますが、まず当瑞穂市において、過去に指名競争した場合に談合が行われていた実態があったのかということをもっと聞きたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） まず最初に、談合問題、入札契約についての御質問にお答えをさせていただきます。

これまでの当市におきます入札方法におきまして、公正、的確な入札執行を行っており、特に問題はなかったかというふうに認識をしております。

電子入札につきましては、瑞穂市におきましては、岐阜県内の参加しております市町村で構成する岐阜県市町村共同電子システムの共同開発を行っておりますが、これに参加をして、運用するように準備を現在進めております。この電子入札を行う利点としましては、業者同士が入札に際しまして直接会う機会を減らすということで、談合防止につながるものというふうに思っております。当市におきましては、以前から仕様書の配付につきましては直接郵送するなどしまして、業者同士が顔を合わせることがないように配慮してきております。電子入札を行うと、当日も含めて、業者同士が会うということがなく、談合防止に一層役立つというように考えております。

また、一般競争入札に関することにつきましては、より多くの業者が入札に参加をするチャンスが与えられるということではありますが、ただし、競争入札に比べまして、入札参加資格要件を審査する期間が相当数かかるというようなこともありまして、契約までの審査手続等、かなりの時間を要するだろうというふうに予想をしております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 今、総務部長からお話があるあったんですが、私は、この瑞穂市で談合が行われていたかいなかったかということを知りたいわけですね。その後の対策は何も言ってないんですよ。そこをよく考えてください。

よその市町村でもいろいろ談合があったということを知りますが、一般競争、あるいは電子入札、こういったものを取り入れた場合には談合というものはなくなるかということを知りたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） まず最初お尋ねの、談合の事実はあったかという件につきましては、月に2回ほど、年度の初めにおきましては特に頻繁に入札を行っておりますが、そうした情報等、行政の方には入っておりません。

その後、一般競争、あるいは電子入札を導入した場合の談合防止の効果というものにつきましては、先ほどお話ししましたように、現在も適正に行っておりますけれども、機会の均等付与といいますが、チャンスが多く与えられるという複雑さはあるものの、引き続き適正な入札執行が行われるだろうというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） やっぱり現実として、入札方法を変えても、全国的に見れば、官製談合、あるいは名古屋の地下鉄工事、あるいは農林水産省の独立法人緑資源機構などについて談合が行われているということは皆さん御承知のことと思いますが、これは一つの理由があるというふうに私は思うんですが、長年続いている一政党といいますが、そういった政治が招いた結果であるというふうに私は思うわけでございます。

次に、電子入札に関してでございますが、この4月現在、岐阜県下では42市町村があるということございまして、そのうち電子入札を取り入れたいという自治体は27というふうに聞いております。現在、26市町がこのシステムの運用を実施しているということでございます。27がやりたいと言っているんですが、そのうち26がやっている。その残っている一つが当瑞穂市だというふうに思うわけでございます。

瑞穂市については、電子入札に関する利用者登録といいますが、そういった手続等はいつごろ行われるのか。また、電子入札を取り入れた場合に、電子入札に入ってくる業者等についてはどんな手続、あるいは多分機器等の購入等も伴うわけですが、そういった必要事項について、市としてはどのように考えているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） それでは、電子入札に関する登録事務の手続に関してですが、現在、各業者といいますが、会社の方から問い合わせがあります。県の方のシステム等も既に使ってみえるところがあるということで、当市にも登録事務についての照会がありまして、先般瑞穂市の建設工事等に関する電子入札の実施要綱を公布、制定をいたしました。これに基づきまして、各業者につきましては、登録事務を今後進めていっていただきたいというふうに考えております。

今お話のありましたように、登録につきまして、設備投資等の費用、あるいはそうした事務の体制を整えていただくということも必要になってくるかと思っておりますけれども、町内の登録業者

も含めて、今後指導していきたいというふうに思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） そこで、堀市長さんは、一般競争入札、あるいは電子入札の導入で談合防止を行い、税金を節約しますというふうに公約をされております。この中で、1,000万円以上の工事等が対象で、1年以内に実施したいということになっておりますが、例えば18年度においては1,000万円以上の工事は何件あったのか。また、1,000万円以上とした根拠、これは何に基づいて決められたのか。それから、そういったことを実施しますと行政側の事務量も多くなるというふうに思われますので、どのように考えているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 松野藤四郎議員の御質問に答弁をさせていただきますが、一言私の気持ちを述べさせていただきますと思います。

私は、今議会冒頭の所信表明の中で申し上げましたように、このたびの4月の統一地方選挙より、マニフェスト、いわゆる政策公約が法的に解禁となったわけでございます、住民、市民の皆さんと契約ができる、まさに重要性のあります地方分権の幕開けとも言える画期的な選挙となったわけでございます。私としまして、そのマニフェストにより信託を受けたわけでございます、その責任の重大さを感じておるところでございます。

私のマニフェストは、御通告にありますように24項目でございます。これから向こう4年間にわたりまして実施年度をお示しいたしておりますが、まだ就任をさせていただきまして1ヵ月でございます。項目ごとにそれぞれのセクション、担当に分けまして、指示をさせていただいたところでございます。今後、この実施年度に合わせて1項目ずつ条件整備をし、手順を経て、議会にお願いをしまいたい。そして、実現に向けまして最大限の努力をしまいたいと思っております。市民の信託にこたえて、実行するのが私の役割でございますので、よろしくお願いを申し上げたい。

それでは、今御質問になっております入札の件でございます。私のマニフェストで、電子入札、また一般競争入札ということで、1年以内にこういったシステムを設けたいということでございます。このことにおきましては、議員も御指摘ございましたように、新聞等々の報道におきましても、談合の事件、また疑惑の問題等々が本当に日常茶飯事のように報道がされております。そんなところから、当市にはそういうことはこれまでなかったと思っておりますが、これからそういう疑惑が起きないためにもこういった制度も取り入れていかなくてははいけない。そういうところでマニフェストに掲げさせていただいたところでございます。このことにおきましては、ルールをきちっと定めてまいりたい。このルールにつきましては、県の方もこういった

取り組みで、今そのルールづくりをさらに進めておみえになりますので、県とも協議をして、しっかりした当市にふさわしい入札のルールづくりをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） これから一生懸命取り組んでいくということでございます。

一般競争入札をすれば、安価なもの、あるいはよい工作物、こういったものができるというふうに思うわけですが、要は何でも安いというばかりじゃなくて、地元の業者といいですか、中小業者といいですか、そういったところにも配慮するということが必要ではないかというふうに思います。ということは、大手の企業といいですか、そういったものは遠くの企業になるわけですが、後のメンテナンスを考えた場合、やはりそこら辺も十分配慮しながら、電子入札、あるいは一般入札を取り入れていただくということで、ひとつよろしくお願ひします。

次は2番目の、市長、議員の倫理条例の制定をしますということになっております。

まず最初にお聞きしたいのは、市長さんに当選された最初の日から100日以内に、資産、あるいはそういった報告書等の作成、あるいは公開をしなければならないということになっておりますが、これの確認をしたいんですが、よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） もう一度お願ひします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 政治倫理条例の中に書いてあるんですが、市長は、その任期開始の日において有する資産、土地、建物、預金等有価証券、こういったものを100日を経過する日までに作成して報告しなあかんというふうになっておるんですが、こころの確認をしたいんです。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

申しわけなかったです。聞き取れなくて、再度お願ひして本当に申しわけなかったです。

資産公開でございますけど、今着々とその準備をしております。過去にも資産公開しておりますので、経験もございまして、今準備しておるところでございますので、7月の中ごろまでには出させていただきますのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたい。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 倫理条例で、現在は首長さんといいますが、そういった方がこの条例に適用されているわけですけど、今回のマニフェストによりますと、二親等までというふうに言われております。大変厳しい政治倫理が求められておるわけですが、この条例は、市長さん、あるいは議員に対してもこういったものが適用されるのか、適用したいのかということを確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この倫理条例の制定でございます。実はマニフェストで2年以内に条例を出させていただきたいというふうにお答えしております。

議員の御質問でございますと、こういったことは非常に重要だから、即実施するべきではないかという御通告をいただいております。議員御指摘の即実施といいますが、好ましいとの御意見が多ければ、でき得る限り早く取り組みたいと考えております。これは今、議員からもございましたように、執行部、特に市長、また副市長、さらには議員さんのこういう関係のことについて言っておるわけでございます。これは両者関係がございますので、一緒になってこの条例の制定をして、やはり市民にきれいな政治をするよという姿を見せていかなくてはいけないなど、このように思っておるところでございますので、よろしくお願ひしたい。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 議会と行政がよく検討して、よい方向に進んでいくというふうでひとつよろしくお願ひしたいと思います。

三つ目は、人づくり、子育て支援、ここの中で小学校の30人学級です。中・高学年へも段階的に取り入れていきますよということでございます。

岐阜県においては、平成13年度から基本3教科を中心とした少人数学級の指導を導入してきております。また、17年度には小学校1年生の35人学級を導入し、18年度には小学校2年生に拡充して、少人数教育の一層の充実を推進しているということでございます。また、平成18年度からは、小学校1・2年生で36人以上の単学級には、少人数学級と同様の成果が得られるよう非常勤講師を配置しているということでございます。また、小学校1・2年生の35人学級の実施で、県では平成18年度の小学校1・2年生の児童数を前提に試算されておりますが、1学級当たり児童数は平均で約27人、学級数では約7割の学級において30人以下となっており、実質的には30人学級の編制がなされているとの岐阜県の回答であります。当瑞穂市においては、市内七つの小学校があるわけですが、児童数は1年生から5年生で約3,200名であるというふうに思いますが、現実として1・2年生は現在何名で、何クラスあるのか。また、岐阜県が言

っている30人学級となっているのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 通告書にそのことがなかったですので、一応今手元に資料は持っております。ただ、計算をしなければなりませんので、1年生、2年生の人数ということですか。もう一回確かめます。1年生、2年生の児童数とクラス数。ちょっと計算をしなければ、今すぐのデータでは出てまいりません。もし必要だったら計算いたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 岐阜県では、平均1学級当たり児童数は27人と言っていますが、瑞穂市として、1・2年生は、県が言っている30人以下になっているかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） まず穂積小関係は、1・2年生8学級ございますが、すべて30人以下です。本田小学校、1・2年生、3学級ずつありますが、6学級とも30人を超えます。牛牧小学校、1年生4学級、30人を切ります。2年生3学級ですが、30人を超えます。生津小学校、1年生、2年生、2学級ずつ4学級ありますが、4学級とも30人を切ります。それから南小学校、1年生、2年生で3学級ずつ6学級ございますが、すべて30人を切ります。中小学校、1年生が2学級、30人を切ります。2年生は単学級、1学級で30人を超えます。西小学校、2学級ずつございますが、両方とも30人を切ります。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 各小学校によっては、30人以上、30人以下のクラスがあるということでございますが、岐阜県の方では、まず低学年の1・2年生の30人学級を推進しておるんです。今回、市長さんのマニフェストによると、中・高学年まで30人学級に段階的に取り組んでいきたいというふうにお考えですが、県の方は低学年についてのことを推進しておるんですが、瑞穂市は中・高学年までやっていくということでございますが、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 松野議員の小学校の30人学級についての御質問にお答えをさせていただきます。

私は、30人学級につきまして関心を持っておるところでございます。既に文部科学省におきまして、全国何カ所かに分けまして試験的に特区を設けまして取り組んでおります。三重県においても、既に低学年で取り組んでいる。

私は、マニフェストで実施をするとは言っておりませんが、検討してまいりたいと申し上げております。したがって、先進地を視察するなどして調査・研究を進める中で、段階的拡充の検討を加えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。マニフェストは検討をしますということですので、よろしくお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 公約に書いてあるということは、皆さん期待しているということですので、これは前向きにお願いしたいというふうに思うわけでございます。

中・高学年まで30人学級を取り入れるということは、小学校の増改築は当然でございますが、教職員もやはり30名近くといたしますか、全市でいきますと二十七、八クラスぐらいがふえるという予想で私はやっておるんですが、30名近くの増員となるということで、そういった費用についても約3億円近くかかるというふうに思い、国・県を超えて、30人学級を中・高学年まで取り入れるということは、お金については市が負担するというような格好になるというふうに思いますが、ここら辺について、どういったところからお金を捻出されてくるのか、この裏づけというものがあればお答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほどもお答えをさせていただきましたように、そういった先進地等々も見て、検討をしていきたい。検討をしていく中で、どういうことが考えられるか、どのぐらいが財政的にあれかということございまして、あくまでも今後そういった検討を重ねてまいりたいということでございますので、よろしくお願いをしたい。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 将来の子供たちのため、前向きに御検討をよろしくお願いしたいと思います。

次に、この瑞穂市においては水害等災害が多いと。過去にもありましたが、水害のないまちづくり、こういったものについて、市民の願望であるということはもちろんのこと、生活基盤の基礎であるというふうに思います。安心・安全な生活を営むためには、早急に堤防、あるいは河川、排水機場等、こういったものを整備していかなければならないというふうに思います。現在計画中といたしますか、進行中のもの、あるいは今後整備をしていかなければならないといったところがあるというふうに思います。

現在進行中の新堀川の関係でございますが、これについても、当初計画より非常におくれているということでございます。市民としては、やっぱり安心・安全な暮らしができることを願っておりますので、そこら辺についても、いつごろ完成するのか、見通しについてお尋ねをし

たいというふうに思っております。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

堤防、排水機場整備についてのお尋ねでございますが、県の1級河川につきましては、本年度、長良川中流支川流域における総合的な治水対策プランが作成されます。今後、それに基づき河川整備が実施されていきます。市といたしましては、堤防、排水機場整備につきまして、国・県に対して要望していきたいと考えております。

御質問の新堀川改修につきましては、当初、平成20年度完成予定でございましたが、用地交渉等の関連で、現在の完了年度は平成23年度となっております。国としては事業認定申請準備中の段階でありますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。

なお、完了年度ということですが、旧排水機場等も全部取り壊しをいたしまして、事業が完全に終結する目標年度ということでございますので、よろしく願います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 新堀川については、用地交渉等で大変お困っているということで、23年度だと。これについては、一夜城のところの古い排水機場の改修を含めた話で23年度というふうで理解すればいいですね。

こういった治水関係については、早急に上位機関と協力しながら、もちろん地元も大切でございますので、話し合い等をしながら、早急に進めていただきたいというふうに思います。

それから、市内の市道については大変整備がお困っているということは現状としてよくわかります。したがって、この整備計画については早急をお願いをしたいというふうに思うわけでございます。

現実として、やっぱり整備のお困っている地域があるということでございます。今から3年ぐらい前に、付近でぼやがあったときに、大型のはしご車が来て、路肩に車があつて通行できなかったという苦い経験があるわけですが、今の現状の瑞穂市の道路状況について、行政としてはどのようにお考えになっているのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この点につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

市内の市道の整備でございますね。このことにおきまして、私といたしましては、要望あるなしにかかわらず、行政主導によりまして計画的に整備をしてまいりたいと考えております。私も早速現地に出て、点検をさせていただきます。また、産業建設委員会にも現場視察をいただきまして、協議をさせていただきたいと思っております。また、つけ加えさせていただきますなら、こういった関係の工事発注におきましても、年度末に偏らないように、1年を通じて

発注ができるようにしっかりと考えて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） この瑞穂市の旧の穂積が対象になるというふうに私は思うわけでございます。旧穂積地区においては、昭和35年前後だというふうに思いますが、土地改良を行って、道路整備等もやってきたわけですが、現実として、東西の道路といえますか、そういった道路は大体60間に1本の割合といえますか、一つの田んぼの長さが30間というふうに区画整理でなっていますので、60間に1本の割合ということで、その幅員が2間とか、2間強の狭い道路ということでございます。

私が思うには、やっぱり行政と住民が協働して瑞穂市のまちづくり協定といったものをつくりながら、道路整備を含め、あるいは市民の憩いの場所の公園、あるいは地域コミュニティー、そういった場所にも配慮しながら、早急に整備をお願いしたいというふうに思いますし、前向きな御答弁をいただきましたが、やはり行政側といえますか、市の職員ももっと積極的に市内へ出向き、自治会や、あるいは市民の声を聞く、あるいは市内の実態をよく見て回る。要は御用聞きですね。こういったものをしていただくことが必要ではないかと思っておりますので、中で事務をやっているんじゃなくて、現場の声をよく聞きに行くと。そういったものに配慮しながら、瑞穂市の道路行政の検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上につきまして、市長さんのマニフェストへの質問を終わりますが、一つ一つの公約については、僕は大変重要な項目というふうに認識しているところでございます。市長さん一人ではなかなか実行が困難だというふうに思うわけですので、やはり議会とよく話し合い、行政と議会が一体となって取り組んでいけば、すばらしい瑞穂市となるということを確認しておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

2点目の名古屋紡績跡地の進行状況について質問したいというふうに思います。

名古屋紡績の穂積工場といえますか、これは紡績事業の悪化、あるいは諸般の理由等によって、事業を閉鎖し、この土地に大型商業施設を設置するような計画があるということは以前の議会の中でも市側から説明をされているところでございます。

まず、名古屋紡績がこの穂積へ進出してきた理由は、岐阜県が、昭和31年だったと思いますが、岐阜県工場誘致条例を制定したのを機会にこの穂積へ来たという経緯があるんじゃないかというふうに思います。当時は、まちによっては広大な工場用地を会社に無償で提供したり、あるいは税の減免等をして、積極的に誘致してきたという実態でございます。したがって、当時の穂積町の発展に寄与してきたということは事実であります。この土地の回収ですね。昭和32年の2月から5月ごろに行われたというふうに思いますが、この土地ですね。地権者から

の購入については、県が行っていたのか、穂積町が行ったのか、どちらがやっていたかということをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 御質問の内容につきましては通告がございませんでしたけど、一応私どもでは、当時の穂積町が用地取得に協力したということをお聞きしております。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 通告にないと言われますが、名古屋紡績の跡地の進行状況ということは、要は過去から今までのことについて聞いておるわけですね。今後どうしていくかという話も含めた話ですが、そこら辺のことをよく認識していただきたいというふうに思いますし、この工場の敷地というのは、都市計画の用途によると準工業地帯というふうになっていますね。今の段階では、大型商業施設、イオンの関連会社というふうに思うわけですが、ダイヤモンドシティが建設計画であるということは、準工業地帯にこういった大型ショッピングセンターが建設できるのかということですね。これはまず用途変更等が伴うというふうに思いますし、例えば我々が農地を持っておるときに、市街化調整区域に家を建てようと思うとできないですね、条例の中で決まっていますので。こういったイオンの大型ショッピングセンターが準工業地帯にできるかということをお聞きしたいです。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 御質問の準工業地域にできるかということですが、できます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 私が思っていたのは、準工業地帯というのは、中小企業の振興、育成を図るために、その実施条件を踏まえて、市として工業地域の周辺地域に指定されている。要は工業を主体としたものだというふうに思うんですね。商業地域となりますと、商業活動、あるいは消費活動の利便を図るために指定されている地域で、都市及び商業活動の盛んなところに指定されているということで、僕は工業地帯にはできないというふうに思うわけですが、もう一度よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 後藤調整監。

調整監（後藤仲夫君） お答えします。

準工業地域で何が建設できるかということですがけれども、議員御指摘のとおり、準工業地域で建設できるものは、工業の利便の増進を図るための専用地域ということになっておりますので、その中で建築できるものとして、読み上げます。まず1、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、図書館。2番目、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校、病院、公衆浴場、老人ホ

ーム、それから店舗（面積の制限なし）、今回はこれに当たると思いますが、そのほかに工場、それからホテル、旅館、ボーリング場、スケート場、ゴルフ場、カラオケボックス、パチンコ、マージャン、料理店、キャバレー、自動車教習所、倉庫等々。建築できないものとして、個室つきの浴場、危険性が大きいか、または著しく環境を悪化させるおそれのある工場ということになっております。よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 事細かく御説明いただきまして、ありがとうございました。

こういった広大な敷地に大型SC建設ということになれば、当然地元住民や、まして穂積小学校も近くにあるわけです。したがって、住環境や建築基準法等、いろいろなものの規制等があるわけですが、これはすべて現在クリアできているのかということをお聞きしたい。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 他の法律的なことで、すべてクリアしているかとの御質問でございますが、まだ協議中ということでございますので、正式に書類が出てきたわけではございませんので、その辺については、まだこれからの段階でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 大型SCに関する事細かなことについてはまだ協議中だということですが、仮に大型ショッピングセンターができるということになりますと、市民のために役立つのか。あるいは地元住民のサービス、あるいは利便になるのか。また、市としては、経済効果による税収入、あるいは雇用確保、こういったものにつながるものかということでございます。また、当瑞穂市は、2町を合わせても26平方キロ強の小さな面積の中で、2年前にできたPLANT6を初め、市内にはこれに類するSCが多数あるということで、5万人強の人口の割には飽和状態であるというふうに考えられます。

また、この建設に当たっては、地元住民の理解は当然であります。諸問題等を解決しなければならぬというものが数々あると思います。私はこの敷地の利用計画の思いはあるわけですが、長年議論になっているJR穂積駅周辺の開発ですね。あるいは新市の総合計画、または高齢時代における福祉施設、あるいは今後の瑞穂市のまちづくり計画、こういったものを市民と協働しながら進めていくことが大切だというふうに思うわけですが、市の御回答をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

議員、いろいろ御指摘をいただきました。そのとおりでございます。実はこのお話が出た

のは、18年の3月の一般質問の中でこの話が出たんです。それ以来、1年と3ヵ月経過しております。その中で、地元とか、全くそういった話がされておられません。私としまして、今回、市民参加のまちづくりということでマニフェストにも掲げております。全く説明もされていない。そういう中でこういったあれでございまして、まだ正式に、先ほど申し上げました担当部長の方から出ておりません。そんな中でございますので、私、この議会が終わりましたら、早速そこら辺のいろんなことを踏まえまして、地元に出まして、周辺の自治会すべて、こういう話がありますがということで意見を聞いて、説明をしてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上であります。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 大型SCの建設計画につきましては、やはり地元住民といいますが、地域の方々の声をよく聞きながら進めていただければというふうに思いますし、またその周辺の地権者の土地の登記の関係も昭和の初めごろのままになっているということが実態でございますので、そこら辺の諸問題も解決しながら、あるいは16ヵ所で組合が建設されていますが、そういったところの問題も解決しながら、前向きに御検討をされればというふうに思います。

最後になりますが、事前配付をされておりました市道の認定の関係でございます。今までは議会の初日に配付をされておるわけですが、周辺のまち等については事前に配付されておるということでもあります。今回、18日にいただき、22日の本会議ということですが、18日にいただきまして、22日に差し替えということになったわけですが、途中経過等を聞きますと、18日に渡された事前の資料というものは、ただの資料だというふうに聞いておるわけですが、やはり議案として出してきたものがただの資料というふうに認識していいのか。22日に出されたのが本当の議案、ここら辺の解釈についてお尋ねをしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今回のこと、事前配付のことからお話を申し上げたいと思っております。

御案内のように、県内ほとんどすべての市町村と言ってもいい、議会に提案させていただきます議案、ほとんどが事前配付をされております。当然市議会の中におきましては、21市中20まではすべてが事前配付、ここだけが当日配付でございました。事前配付をなぜするかということでございますけれども、少しでも議会の皆さんに精読期間を十分とっていただきまして、また予備知識を持っていただきまして議会に臨んでいただくということで事前に配付をさせていただいている。議会の皆さんに敬意を表しながらそういったことをしておると私は自分では認識をしておるところです。

そんな中におきまして、私、これまで議会でそういうところから事前配付を要望しましたけれども、この瑞穂市におきましてはこれまで一切なかった。私は、今議会から就任をさせてい

いただきました。ですから、今まで言っておったことでございますので、まずそのことから実施をしたいということで、まだ就任して半月余りでございましたけれども、事前配付をさせていただきます。その中で、一部資料に検討を加えなくてはならない。特に、今、議員から既に御指摘がございました市道の認定の関係でございます。資料として出ております。その中の今のダイヤモンドシティの関係でございまして、この道路の認定、先ほど御指摘ありましたように、全く地元とか、そういったところに、過去1年3ヵ月、話がしていないのに、いきなり市道認定を、それも一般市民が通る道路じゃなくて、そのダイヤモンドシティに入る道路、全然地元に話しなくして出したら、それこそ、私、先ほど申しましたマニフェストでやろうとしました市民参加のまち、本当に私、最初から市民から総スカンを食うと。そんなところから、その内容でありますので、その中の資料を差しかえさせていただいたところでございます。どうかひとつ御理解をいただきますようお願いを申し上げ、以上であります。

そのことにつきましては、全協でおわびを申し上げたところでございます。資料といえども議会の運営委員会で説明をいたしております。ですから、本来でございましたら議運の許可をいただいて差しかえるべきであったと、このように反省をして、全協でお答えを申し上げたところでございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） もう時間が来たということでございますので、民主党を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、改革の広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、会派改革の代表質問として、政策公約（マニフェスト）について、自動体外式除細動器（AED）について、名古屋紡績（株）における代替地問題について、穂積タリの道路整備について、福祉センターの入浴日について、以上5点について質問をさせていただきます。

まず初めに、政策公約（マニフェスト）についてお尋ねをいたします。

先ほど松野議員からもお話がございましたので、重複するところもあると思いますが、政策公約の中で、本年度に具体的に実行される事業について、市長のお考えをお伺いいたします。

それでは、質問席に戻らせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私のマニフェスト、先ほども申し上げました政策公約は24項目でございます。これから、向こう4年間にわたりまして実施年度をお示しいたしております。早速項目ごとにそれぞれのセクション、担当の部に分けて指示をさせていただいたところでございます。今後、この実施年度に合わせまして、1項目ずつ条件整備を、手順を経まして議会にお願いしてまいりたいと思っております。私の役割は、先ほども申し上げましたが、市民の信託、政策公約にこたえることとでございます。実現に向けまして最大限の努力をさせていただきますので、重ねてよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

そこで、今年度、まず人づくりの関係の学童保育の関係、これを早速この議会が終わりましたら、私も現場に出まして、再点検をして、何らかの方法で文教常任委員会に御相談を申し上げながら進めさせていただきます。

そして、現在、福祉医療費の無料化、中学校卒業するまで、これを19年4月、ことしの4月にさかのぼって、今この定例会に提案をさせていただいておるところでございます。このことにつきましてもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さらには、朝日大学との産学官の連携、こういった協議にも即入ってまいりたいと思っております。

また、まちづくりの中で、岐阜県一明るいまちづくり、安全・安心のまちづくりを進めるといふ、この分野で防犯灯の関係、これも一部整備をさせていただきたいと思っております。

また、緑豊かな公園整備、そして児童公園、市内には既に市として土地を取得したところも何か所かございます。こういったところを整備してまいりたい、このように考えておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 今、マニフェストについて、今年度実施予定のものを具体的にお聞きしたわけですが、特に即ということで、学童保育、あるいは福祉医療費の拡充ということで、いろいろと明るいまち、14番とか19番、いろんなことでやっていただけるわけですが、本当に今も市民の声、議会の声等を聞きつつ、しっかりと4年間かけてやっていただく。先ほど言われたのはもう今年度からかかっていただくということでございますが、もう一つ、下水道の使用料についてちょっとお尋ねをしたいんですが、下水道の使用料、24番については1年以内ということなんですが、その点については、具体的にはどのように市長はお考えなのか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 下水道の使用料のことについての御質問でございました。御案内のように、下水道の使用料は県内でも一番高額なところでございます。そんなところから、実は今回

のマニフェストに掲げさせていただいておりますが、早速役所内におきましてプロジェクトチームを、各部から配属しましてチームをつくりまして、今、その準備の段階、いろいろな計画、後ほど水道部長からこういったことにつきましてはお答えをさせていただきますが、よそより格段に高いわけでございますので、他の市町並み、私はよそより低くするとは言っておりません。他の市町並みに合わせていきたいなど、そんなところを考えております。そのことにつきましては、また後ほど担当部長が説明すると思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 河合信君。

水道部長（河合 信君） 今、市長が答弁いたしました。下水道料金については、1年以内に見直していこうという基本姿勢でございます。ですので、本当に高いのかどうか、妥当かどうかということら辺も踏まえて考えてまいりたいというふうに思っております。単純に40立米という数字で高い低いということじゃなしに、ランニングコストなども考慮して、これから1年間かけてじっくり見直していこうというふうなことでございます。

それと、プロジェクトチームですが、今月の20日に第1回目を行いました。当然水道部、そして都市整備部、それから健康環境課、それから財政を入れて、第1回目は6月20日に行いました。第2回目は来月の12日を予定しております。そこで、いろんな資料を持ち寄りまして、さらに検討を加え、1年以内に上下水道の事業の運営審議会、それから下水道の特別委員会、さらに産業建設委員会にお諮りして、方向を決めていくというふうに思っております。以上であります。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 先ほど部長からお話を聞いたんですが、下水道料金については、今、プロジェクトをつくって検討しかかったということですが、確かに高い安いということですが、データによりますと、岐阜県では一番高いのではなかろうかと思うわけです。特に別府地区のコミプラについては、早くて安いということで工事を進め、私たちも期待をしていたわけですが、やはり設備ができた以上、できるだけ接続をして、水洗化率を上げていくということは当然のことでございますので、今現在はコミプラの場合は公共ますもできておりません。そして、別府地区は特に近所では乱積みだとか石積みで、大体市の道路より1メートルぐらい高いところがあるわけですが、それが今、市道と宅地の境界で切っておりますので、今度工事をしてもらうのに、公共ますは当然市の負担ではありますが、道路封鎖をして、本当に一緒にやればよかったんじゃないかと思われるわけですが、私もその時点ではいろんな御意見を申し上げたんですが、結果として、今、公共ますはつけなくて、官民の境界のところまで切れておるわけでございます。それを巢南地区の特環のように、公共ますがついておると、やはり催促さ

れたように、つながないかなあということは市民感情として当然出てくると思いますので、そういうことも含めて、早急に公共ますをつけたり、そしてまた下水道特別委員会でも何回も加入者、そしてまた加入していない人にアンケートをとということもお話をさせていただいたわけですが、具体的にはまだ準備中か何か、やられていないような感じがするわけですが、その辺を含めて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

政策公約のマニフェストについては、先ほどもお話しさせていただいたように、やはり市民、あるいは職員、議員、いろんな人の声を集約しながら、本当に前向きに検討していただくことをお願いいたします。

次に2点目に、自動体外式除細動器（AED）についてお尋ねをいたします。

元気だった人が、心筋梗塞等の原因で突然倒れ、心臓の筋肉が小刻みに震えて、全身に血液を送ることができない状態になるわけですが、当然のことながら周囲の人が人工呼吸とか心臓マッサージをすることも大切ですが、心臓に電気ショックを加え、心臓の震えを取り除く必要があるのではないのでしょうか。自動体外式除細動器は一般の人でも最近では簡単に電気ショックを行うように設計をされておりまして、パッドを張ると、自動的に心臓の調子を調べ、電気ショックの必要の有無を判断し、音声で具体的な指示がされるわけですが、御承知のように、最近では、公共交通機関とか公共機関でも本当に簡単に自由にお使いくださいと書いてあって、先日も岐阜駅へ行きましたらホームごとにつけてある。そして、名古屋駅も各ホームごとについておるわけですが、本市においても設置を11ヵ所されておるわけですが、

そこで、救急蘇生法の指針（2005年ガイドライン改訂版）によりますと、今までは8歳以上の人のみにしか使えなかったわけですが、1歳以上の人にも使用できるようになりました。その場合は、胸骨の圧迫が、8歳以上は4センチから5センチ、小児の場合、いわゆる1歳以上8歳未満は胸の厚さの3分の1程度の力を加えるということになっておるようでございます。新しい機械ですので、簡単に申し上げますと、心肺停止状態になった人に電気ショックを与え蘇生をさせるということなんですが、やはり時間が問題で、停止をしてから3分間以上たつと非常に危険な状態で、助かっても植物人間になるということだそうです。

そして、近くのまち、本巣市なんか小・中学校につけたと伺っておりますが、ぜひ当市も保育園、幼稚園、小・中学校、あるいは今、11台ついているわけですが、やはりその数をふやして、特に若い方は、植物人間の状態で長らく寝ていた場合、家族も大変だし、それよりもまして本人が本当にみじめな人生になるかと思うわけですが、今、11ヵ所ついているわけですが、先ほど言いましたようにたくさんつけていただくことをお願いしたいと思います。その点についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 自動体外式除細動器、いわゆるAEDの使用につきましては、議員御指摘のとおり、救急救命措置において迅速な人工呼吸、胸骨圧迫等、一刻を争う救急救命において極めて重要なことでもあります。さらに心臓に電気ショックを加え、心臓のリズムを正常な状態に戻すということは最も有効な措置であるというふうに認識をしております。

この電気ショックによる措置は、平成16年7月から一般市民においても対応することができるようになったということでもあります。このことによりまして、当市におきましても11カ所の公共施設に平成18年度に設置をいたしております。並行しまして、関係職員への研修、これは4時間を1単位とする研修コースであります。30名ほど受講済みであります。こうして、万が一に備えてきております。

今後におきましては、関係各施設の職員等への研修の拡充を図りながら、今後、増設に向けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 今、関係箇所の職員ということをお聞きしたんですが、一般市民に対してはどのような、普及の扱い方なんですが、簡単とは言いながら、私も3回ほど受けさせていただいたんですが、ちょっと間隔があると戸惑うときもあるわけですが、やはりなれるということも大事ですので、一般市民の方へのPRといいますか、そういう講習の指導ということについてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 一般の市民の方の万が一の場合の使用に備えての講習ということですが、従来から消防本部、消防署において行われております救急救命の講習の場でも、AEDの取り扱いについての講習が行われておるので、市民の皆様方に呼びかけをしながら、習得していただけるような機会を設けていきたいというふうに考えております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） ぜひ、今言われましたように、住民の皆様にもそういうことを徹底していただいて、そういう機会を与えていただくことをお願いいたします。

3点目に、名古屋紡績誘致の代替地についてお尋ねをいたします。

名紡の敷地を提供した場合に、2分の1は無償でもらえるということで議決をされているわけですが、やはり1回仮渡しをされて、御承知のように水害に遭いまして、ずうっと仮堤防がつくられ、その後、国の方から払い下げを受けるときに、道路事情も変わりまして、道路を2メートル程度広げるがいろいろというので当時の松野友町長から説明があり、地権者もそれはいいことだと。その理由として、松野町長は、国から払い下げを受けるのに、2メートル

道路として拡幅するという予定があれば、その分は無償でということで拡幅がされたわけでございます。それ以後、なかなか道路拡幅代金が清算されず、昭和57年10月18日、関係者の連署による陳情書も提出されていますが、支払われておりません。平成15年3月議会で質問をした際、松野市長は、この件について私も数回質問をさせていただいておるわけですが、古いから資料があったらということで、たまたまそのときにA、B、Cさんの新たな関係書類をいただきましたので質問をさせていただいたのでございます。そのときの新たな資料といえますのは、Aさんの場合は、平成6年5月17日、百条委員会にも申し出たというふうな記録になっているんですが、15年3月10日には、新たにその祖父より父への遺産相続手続の関係書類で名古屋紡績に提供した面積が明らかになりました。それで、先ほど言いました議決の面積が400数十平米、提供したのが1,100平米で、開きがあるわけです。市長も、約100平米不足ですぬという話がございました。そのほか、Bさんについては、議決面積ははずりいただいておるわけですが、ここで新しい資料が出たわけですが、平成元年9月4日付で、穂積町とそのBさんとの契約書を見ました。といいますのは、県道穂積停車場線の横堤から21号までの間なんです、町道ができているところへ県道が東側へつきましたので、そこで穂積町の道路が一部不要になりまして、そのとき、地元の地先の地権者に買っていただいておるわけですが、そのときのBさんには無償の土地が約60平米ぐらいあるわけです。このことについて地権者にお聞きしますと、2メートルの拡幅がようやく清算されたということでございます。そしてまた、隣のCさんも議決面積が700平米くらいありまして、そのときの無償が約80平方メートルということで、それもお聞きしますと、Bさんと同じく道路拡幅分に対する清算ということで無償になっておるわけでございます。

先ほど言いましたように、かねがね数回私も皆さんの代弁者として質問をさせていただいたんですが、清算はされていない、されていない。執行部の方は議決が正しいということでありましたが、15年3月のこの書類を本会議場で町長に提出をいたしました。そのことにより、町長は、やはりA、B、Cさんだけでなく、勝速神社から21号までは関連があるので、現在測量しておりますので、逐次いろんな面で検討をして、まとまりましたらお話を、相談をしていきたいということでございますが、今のところ、まだ正式にはないわけですが、その後の経過についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

名古屋紡績の誘致に関しては、昭和31年1月3日に穂積町議会において議決されて、行われたものでございます。その中で、代替地に関するものとして、工場敷地の提供面積の5割を穂積町において無償交付を保障し、そのほか、換地希望者には穂積町より極力あつせんの労をとることで話ができておりました。この規定に従いまして換地計画がなされ、代替地につきまし

ては、昭和45年12月18日に穂積町議会におきまして無償譲渡についての議決をいただき、処理をさせていただいたところでございます。

既に御説明申し上げておりますが、御質問についての議決面積と所有権移転された面積の代替地は一定しておりました。しかし、Aさんに関しては、提供面積とその5割の代替地の面積が一致せず、Aさんの処理の申し出をされた経緯に関するその後の処理経過についての御質問でしたが、B、Cさんの新たな関係資料につきまして検討させていただきましたが、当方で書類が見当たりませんでしたので、新たな証拠を見当てることに至りません。

そこで、これらを解決する方法としまして、当時の状況を知っている方に事実関係を書面で証明していただくとか、申し出の内容を補完した形で処理を進めるしか方法はないと考えております。第三者の証明書を提出いただき、また土地財産調査特別委員会にお諮りしながら、その結果を踏まえて、また処理を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 先ほど回答いただきましたAさんについては、祖父から父への遺産相続の関係書類と、そのときに、字絵図というか、そんなものもつけて、色をつけて、ここここということ提供した面積は先ほど言いましたような数字でございます。それと、B、Cさんについては、まだ新しい平成元年の話ですので、土地、そのほかの件があるわけですね。私の方はB、Cさんだけですけれども、旧横堤からバイパスまでは相当の筆数があると思いますが、それは室長はどんなふう調べられたのか。土地というものとか、人事というものは永久保存だと記憶しておりますけど、その辺について調査された経緯だとか実情についてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） お渡しした土地について、45年の議決文書は番地も何も書いてありませんでしたので、各地権者にお渡しした土地を全部登記簿一枚一枚めぐりまして、それで合わせに行きました。そういう経過で処理をやっておりました。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 私が見せていただいたのはみんな、土地売買契約書、無償は無償できちっと書いてあるわけですが、それが全部ないということのようですが、それで、今、確認をするんですけど、第三者の証明ということなんですが、できれば私はそれをよく調査していただいて、議決のほかにもらったという方が2人いるんです。そのほかにも見えますけれども、やはり本会議場で云々ということで見せてもらえない人もあったわけですが、契約書についても、土地に対する契約書ですから、当然あるかと思えますし、そして、室長は御存じですけど、そ

の契約書自体も、例えば議決に基づく登記簿本についても、町時代からもらってなくて、登記所へ行って、たまたまA、B、Cさんとも3人が15年3月の時点でとってみえて、初めてわかったということでございますので、その辺のところを今後もう一回探していただいて、どうしても出ないということだったら、今、室長が言われましたように前向きに進んでいただき、時間もたっておりますし、非常に遅くなっておりますので、ぜひ前向きに検討方よろしく願います。

次に、穂積タリの道路整備についてお尋ねをいたします。

この土地については、昭和46年4月から50年代にかけて、道路整備が目的で当時の穂積町に寄附がされております。この件につきましては、平成9年10月4日付で穂積町に対し、穂積タリ3132 - 2、3133 - 2、3134 - 1、3138等の関係者が連署をもって道路整備の促進要望書が提出をされているわけでございます。

昨年12月質問をいたしました際に、要望書の土地は、関係者の売買による所有権移転登記が一部未了のため、しかる時期に関係者とともに進めていきたい。そしてまた、できれば、対全体を地積調査についても、地権者の同意を得ながら、あるいは県の事業内容等々の説明等を行い云々となっておりますわけでございますが、その後、どのように進んでいますか、お伺いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾君。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんのタリ地域の地積調査についての概況を御答弁させていただきます。

まず最初に、平成18年6月26日に地積調査の事業内容を、地元の自治会長さん、副会長さん、会計の三役さんに地積調査はどんなものであるかということの事業の内容を御説明申し上げ、また別府北町区長さんにも説明に伺いました。

平成18年7月3日に地積調査事業内容について再度御説明を申し上げ、地積調査の現状の進捗状況とか、タリで実施する場合の問題点、例えば地権者の特定、共有者等の関係ですが、所有権についてはさわれないとか、境界が現況と異なる際に、現況構造物等の処理、これは地権者同士の問題等も絡んでくるかと思いますが、その問題点とか、農地、自治会以外の地権者の農地の意向とか、天王川沿いの畑についても調査をやるのかとか、いろんな関係で問題点が出ておまして、また平成19年3月1日にも多利自治会の役員さんと協議をしておまして、平成19年3月24日に多利の公民館で、多分自治会の総会だったかと思うんですが、自治会の皆さん約40名ほど出席願いまして、タリ町の現状と地積調査の説明ということで、タリ町のまちづくりの前段階としての地積調査を行うということで、公図と現況が異なっているので、事業の進め方はどうあるべきかとか、公簿面積を切った場合の過去のいろんなものをどう清算するかとか、現在隣同士の方ですね、隣人とのつき合いの関係とか、険悪になっていないかとか、い

ろんなことで協議がなされたということでございます。現在はそんな状況です。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 今進めてみえる地積調査についてお話を受けたわけですが、地積調査については、やはり役員から一般に広げておみえになるわけですが、その地域に農地を持ってみえる方もあると思いますので、その辺のところをやはり、宅地ばかりじゃなくて、当然乱開発のような格好をしておりますので、一本道路はいい道路があるんですが、あとは本当に細い道路でということで、こうして、先ほど申し上げました地権者の方が道路整備のために、現在瑞穂市の土地に寄附をされているわけですが、そういう経緯もわからないようになるといけませんので、早急に、例えば地積調査についても、全体で分けて結構ですけども、ぜひ早く説明をしていただきたいのが1点と、そして、先ほど言いました道路がない人の、今現在市に寄附されている土地については、やはり一部地権者ということで売買がふぐあいということのようですが、その関係者の何人も片づけていっていただいておりますが、最後に残った一人は、やはりもう売買されてから、1人、2人とそのうちの両方とも全体に亡くなられて、非常に多くの人と話をされて、1軒だけが残っておるということだそうですが、その方が弁護士に聞きに行かれたそうですが、その方はたしか四十七、八年に穂積町の方へ寄附をされたわけでございますが、それを町の方が受けたんだから、その辺のところはやはり、私もその関係者は知っているわけですが、どうしてもその1ヵ所にあるべきものがほかの方にも消えてないということですが、その辺のところはやはり市側も前向きに検討していただいて、弁護士に言わせると、そのときに、目的はあるんですが、寄附行為を受けたわけだから、その辺のところは市ともよく弁護士と相談していただいて、双方がきちっと、市民ではありながら、それは受けているんだから、きちっとすべきではないかという弁護士の意見もあるようですので、ぜひ前向きに検討していただいて、早急に解決をしていただきたいと思います。

最後になりましたが、福祉センターの入浴日についてお尋ねをいたします。

瑞穂市老人福祉センターの入浴日は、御承知のように週4回、月・火・木・金でございます。もう1ヵ所、総合センター内の福祉センターの入浴日は週2回、水曜日と金曜日でございます。週2回の入浴日は、近隣の本巢市の4回、北方町の週3回に比べて最低ではないかと思っております。せめて週3回、月・水・金にはできないかと考えますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 入浴の利用状況につきまして、老人福祉センターが1日平均32名、それから福祉センターが1日平均大体50名の方が利用されておるところでございます。この利用でございますけれども、両方ともに固定化されている、同じ人が入浴されているという状況

が見受けられるところでございます。

今後につきましても、利用者につきましてもは大体横ばいだと思っておりますけれども、市としましても、一人でも多くの方が利用していただけるようにということで、日数も一つの案かと思われまます。日数を多くしますと、やはり管理者、それから休憩室等のいろんな施設面の人的、面的なものもございませますので、そこら辺のところも検討してまいりたいと、かように思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 先ほど、日数も中に入れてということですが、時間も、せっかくの設備ですので、本巢市の場合は聞いてみますと月・火・水・金、大きい浴場で、こちらはまねができないんですが、いずれにしても9時から16時まで入浴できるようなことになっておるようですので、ちなみに瑞穂市の場合、今言われましたように固定化して、時間も短いと思っておりますが、たしか17年だったと思ひますが、熊谷議員もお聞きになったときに、当時の市長は巢南の老人福祉センターへ行ってもらえばいいんじゃないかということがあったのですが、そのことについて、こちらでぜひ、他の市町に比べて2回は先ほど言ひましたように少ないと思われまますので、ぜひ最低でも3回にして、少し時間も延ばしていただくと利用者も幅広くなってくるように思ひますが、市長のお考えについてお尋ねをいたしませます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

私のマニフェストに、障害者福祉、母子福祉、高齢者福祉、児童福祉、こういった福祉を充実させますと。充実するといひませても、私、突出して充実するつもりは思ひっておりませせん。ここに掲げてございませますが、調査をしましませ、他の市町並みにさせていただきますと、わかりやすく述べさせていただきます。先ほど、市民部長が前向きに検討すると言ひましたように、前向きに、少なくとも週3回になるように考えてまいりたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔20番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 時間ももう少しあるんですが、一応これで会派改革の代表質問を終わらせていただきますが、執行部におかれませは、先ほどお話を承ったように、やはり市民の目線で、あるいは皆さんの目線で前向きにやっていただくことをお願ひいたしませ、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりませ、10分間の休憩をとります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

翔の会、広瀬時男君の発言を許します。

広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 10番、翔の会、広瀬時男。

市長のマニフェストについての質問をさせていただきますので、一般の質問席に戻って質問させていただきます。

市長、マニフェストについて、若干質問をさせていただきます。

松野藤四郎議員と同じ質問になるかと思えますけど、その点は、私は私なりに詳しく御説明をお願いします。

第1点、仕組みについて。一般競争入札、談合防止を行い、税金を節約します。電子入札の導入で談合防止を行い、税金を節約しますと。談合防止って、談合というのは、今まで、市長、どうですか。行われていた点があると思われませんか。ちょっとお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほど、総務部長からお答えをさせていただいたとおりでございまして、過去にはそういったことはなかったと認識をいたしております。そういうことでございます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 談合はなかったと思われましてという市長の発言ですけど、先般の市長選挙につきましても、一部の中傷記事で、中傷といっちはなんですけど、談合の疑惑ありとか、市長も以前に改革に見えまして、談合の疑惑ありというような文面が何枚も見えますんですけど、その点はどうですか。ちょっと参考までに意見ををお願いします。

談合の疑惑ありと、こういうものが出ておるんですわね。それに対して、市長も以前は改革のメンバーであって、選挙の一つの、私から言うとなんですけど、そういうことが書いてあるということに対して、どう思われますかと。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 改革のときに談合疑惑というふうなあれが出ました。その時点で、私、その会派にいましたのであれですが、そのとき、私も感じましたのは、3回が3回とも、入札で同じメンバーのあれが3回ともそろそろようなことはまず一般的なことではないだろうと、そういうところから、そういう疑惑が持たれてもやむを得ないというようなことがあったのではないかと。そういうところからと私は認識をしております。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） やむを得ないというだけではなしに、今後そのような中傷的な文面を書かれる場合は、よく調査して、きちっと書いていただきますように、市長からの御指導をよろしく願います。

それから、またこれも松野議員と重複しますが、市が行う工事請負契約、一般物品納入契約、並びに下請工事等については、本人、配偶者、同居親族、二親等まで禁止する。これは、市長、2年以内と書かれておられますが、もっと早くできませんか。大変いいことだと思いますので。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをします。

議会の方からこんなありがたい御質問が出るとは、私、本当に夢にも思わなかったわけでございます。ぜひともそういった準備を進めさせていただき、できたら議会の皆さんも一緒になってこの条例制定に御協力いただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 早くやるのは堀市長の得意わざだと思いますので、できるだけ早く、このマニフェスト24項目、ほとんどが2年以内と書かれておりますが、2年以内と言わずに、一日も早く頑張ってくださいまして、市民、住民のために一生懸命頑張ってくださいたいと思います。

最後の質問ですけど、下水道工事についてちょっとお伺いしたいんですが、一体これから下水をやられるというときに、どのくらいかかるんですか。市長の思いで、全体の金額というのは。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

この問題につきましては、先ほど水道部長がお答えをさせていただきましたように、プロジェクトチームを組みながら、これから見直しをかけて、いろいろ準備をしないといけない。もちろんコンサルにもかけないといけない。下水道審議会、産業建設委員会にかけて、順次やっていくわけで、その中でだんだん明らかになっていくわけでございます。私、今この時点でどれだけ整備にかかるかということはまだつかんでおりません。過去、旧巢南あたりでのあれは経験しておりますけれども、新市のあれは、まだ私としては数字はつかんでおりません。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 頭のいい市長のことですから、概算でどのくらいかかると。今後、市長が下水を進めていくに対して、一体全体何百億かかるとかいうことを河合部長にちょっとお尋ねしたい。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 河合信君。

水道部長（河合 信君） 岐阜圏域の全区域の下水道化構想というのが立てられて、合併してから、実はコンサルに試算をしていただきました。それによると、全区域をやると約600億。問題になってくるのが、下水道の補助金5割とされていますが、補助対象外もあるので、約4割として250億くらいだろうなど。思いですよ。残りのものは、起債と一般財源に頼らざるを得ない。それだけのものを果たしてこれからどう進めていくのかというのは大変頭を悩ませております。それを今後プロジェクトチームできちんと積算をして、上下水道事業運営審議会、それから特別委員会、それから産業建設委員会にお示しをしていきたい、そういうふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 市長の、きれいな水の流れる川というのは大変結構なことだと思いますけど、その事業を進めるに当たって、あたら借金をつくるという問題点をどのように考えていかなければならないかというのは物すごい課題になると思うんですよ。その辺をよく考えていただいて、ただ単に下水をつくれればきれいな水じゃなしに、何らかまた変わった方法もあるかと思われまますので、せっかく河合部長を初めプロジェクトチームがつくられたということで、今後、2年以内に計画促進を実施しますと書いてありますので、せめて計画くらいは、どのくらいでできるかわかりませんが、その辺、本当に下水道事業をやって、今後借金を残しているのか、その辺をよく検討していただいて、もう少し考えるべき点が多々あるうかと思わますので、その辺をよろしく、市長、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

いずれにしても県内で21市ございます。その中で、このまちだけがまだ整備率が合併浄化槽を含めまして37.7%。それは去年の3月31日現在。ことしでも、結局人口はふえておりますからその率は下がってくるんですね。ところが、県内ほとんどの市におきましては最終段階なんですね。もう終わりなんです。なぜここだけが、それも河川が16本ございます。本当に汚しておるのはだれかという、我々なんですね。それじゃあ、どうして川をきれいにするかといいますと、やはりあれであります。先ほど、予算的なことを申し上げました。実は今度のコミプラと特定環境保全、旧巢南の公共と、こちらのコミプラ、こちらが40億でございます。向こうが49億でございます。仮にこっち7地区で280億、単純計算でございます。向こうがあと

2地区で100億としまして、私のあれでいきますと300何十億、それに補助金ということでございまして、これは2年間、早くその事業費がどのくらいかかるか、そこへ補助金がついて、また交付税の関係がどういうふうになるか、こういったあれも一度しっかりと積算をしなければ正式な数字は出てまいりません。

皆さんに御理解をいただきたいのは、このまちだけが、こんな人口密度の高い、岐阜と大垣の中間点にありますここだけができておらない。このことだけは御認識をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 市長の答弁はよくわかりますけど、それだって、下水でなければいけないということですか。市長の答弁をお聞きするところによると、下水でなければいけないというふうなニュアンスに私の方は聞こえるんですけど、私の言っているのは、それも大事な事業だと思えます。でも、今後、瑞穂市がどのようになっていくかということに対して、あたら下水ばかりをつくって、負の財産を残すとか、いろんな問題がこれから起きてくると思えます。その辺をよく検討していただいて、頑張ってくださいと思います。

私、質問もまだこれで2回目です。なかなかふなれなもんですから、市長の公約をこれからいろいろ読ませていただきまして、今後一つ一つ細かく質問させていただきたいと思えますので、後ほど、改革の方で、若園、それから安藤、浅野楔雄議員が、私でわからない細かい点を一般質問で行いますので、よろしくお願い致します。私の質問は終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、新政会の棚瀬悦宏君の発言を許します。

棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏でございます。御指名いただきましたので、新政会を代表しまして、順次質問させていただきます。

市長は、所信表明で、選挙でマニフェストを出したということで、マニフェストを重視して実行するんだという決意はすばらしいと思えます。その中で、職員の意見を吸い上げて、市民の声を反映させて、議会の皆さんと十分に議論し、透明性、公平性のある行政推進をすると、そういう信念でおっしゃっていただいております。議会が始まってから、もう9日たちまして、本当にその心情どおり行くかなと思っているのが、私ども、どちらかといいますと新政会の仲間といいますと、前、議員の仲間からといいますと、改革派にいらっしゃった堀議員であったんですね。それが、立場が変わりまして堀市長になられて、その相手方になります私どもにどのように議論されて、私どもが理解するか、ひとつその辺の方針があったら、初めにおっしゃってくださいまして、私は質問席に戻りたいと思えますので、よろしく御答弁のほどお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

後刻訂正発言あり

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

議会の皆さんとどのように話し合いを進めていくかということでございます。過般もお話し申し上げたところでございますが、私は、全協等にもお願い申し上げながら、そして会派の皆さん、またそれぞれの常任委員会、こういった協議会等も、これまでと違いまして、本当に何回も開いていただきまして、政策推進に向けて一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。先ほど、松野藤四郎議員の質問の中でも申し上げました。道路一つとりましても、市として計画的に、要望がされておるかではなく、要望がされておるところもそうでないところも総点検して、また議会の皆さんと一緒に見て、これはやるべきではないか、市としてやっていくべきではないかといったあれも、実際に現場に出て、一緒になって考えていきたい。そういったことの積み重ねをこれからやっていきたい。わかりやすく、本当に一緒になってやっておるなど、切磋琢磨しておるなどわかるような推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 当初のごあいさつは、ともども一緒に市民の福祉の増進のためにやるということは私ども議員も一緒でありまして、市長も一緒、私どもも一緒。その中で議論を交わしていくということになりますと、やっぱり見解が相当違ってきます。その見解をどう合わせていくのか、相当の御努力をいただかないと、私は難しいんではなからうかと思えます。それだけ多数派であります。ですから、よっぽどのこと、今度のこの議会が始まってから1年間、厳しい市長であると思えますので、よろしくひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、流れを変えるマニフェストになっていますが、瑞穂市のまちづくりの歴史、文化は、過去に堀市長は旧巢南町の町長を3期12年やられ、瑞穂市の旧巢南地区で歴史の一端を担われたんですよ。そういう歴史感覚がおありなのか、瑞穂市の歴史を担っていらっしゃる堀市長だよということなんです。そうしたら、瑞穂市の中では、穂積のことばかり歴史のことどうの、我々というようなイメージを与えた選挙になっていた。そこで、その歴史感覚はどう持っていていらっしゃるのか、ちょっとお聞きします。

〔発言する者あり〕

16番（棚瀬悦宏君） 瑞穂市の市長になってから、その一端を担っている、巢南地区の町長をやっていたんで、そういう歴史・文化をつくってくださったんですね、町長のときに自治功労として。そういう歴史感覚は、やっぱり瑞穂市になったら、その一部分を担っているという感覚がありますかどうかということをお尋ねしたいということです。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ちょっと御質問があれで、私にはその中身が理解しにくいわけでございます。前もって通告で、こういうことについてと。

いずれにしましても、旧穂積町と巢南町が一緒になりました。11.77と16.4幾つの二つの町が一緒になって瑞穂市ができたわけでございます。過去のいろんな歴史がございます。そういったことを生かしながら、そして新しい21世紀の瑞穂市という新しい歴史をつくっていくんだということで、こういったマニフェストも掲げまして、まちづくりは一つの歴史になるわけございまして、しっかりと歴史の1ページを確実に一つずつつくっていききたいなと、そんな気持ちでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 私が言いたいのは、基本的なまちづくりの基盤の考え方というのか、私も議会のときに一般質問で言ったことがあるんですが、まちづくりは思いやりから始まるよということを申し上げたことがある。覚えていらっしゃるかしらん。また、人と物、そして人と自然とか、いろんな面でまちはつくっていくんだよということで、いろいろな方にお世話になってまちができたんだよという感覚がないと、真のまちづくりができないのではなからうかと思っておるんですね。その心情があるかということが、まず市長との話の原点になってくると思っておるんで、そういうことを私は申し上げたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

自治体の果たす役割は、やはり住民の皆さんの福祉の向上と地域社会の均衡化した発展をするのが我々の役目でございます。福祉とは、やはり人の思いやりでございます。福祉、簡単に申し上げましたら、今、議員御指摘ありましたように、弱い立場の人に立つとか、思いやりでございます。議員御指摘のとおりでございます。そういった思いやりのある、心の通うまちづくりをしていかななくてはいけない。そして、均衡化したまちづくりをしていかななくてはならないと、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたい。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） どちらにしても、議論の中、やっぱり基本的な考え方というのは、まちを愛しているか、好きなのか、そういうことにつながっていきますので、そうすると、人の悪口は言えない。なぜかという、やっただき方々の気持ちを尊重するような、そういうことが大事ではなからうかと思うんですね。

今度、新たになられた市長さんですから、第一歩は、今、駅の西にもコミュニティ・プラントができて、コミュニティ・プラントができた、あんないい場所にできた、こんなものと、こ

うやってやられた姿を聞いておるんで、我々、一生懸命住民と一緒にやってきたコミュニティ・プラントなんですよ。それもあかんと言われても、いろんな問題がある、まだ。過去には苦しんだ問題を抱えてきているんです。今後どうするかという話であれば、それでもわかる。やっぱりそういう方々、いろんな住民の方々のお世話になってきたものを、そういうことであるなら、こうしていこうよという前向きの議論であれば、私どもも納得するんですけども、いろんな面でそういうことをされるから、私はちょっとまずいよと思っておるんで、そういうことで、考え方をちょっと変えてもらう、見方を変えてもらうといい方向に行くのではなからうかと、こう思いますんで、よろしく願います。

それでは、一つずつ申し上げたいのは、旧巢南町の町長時代に市長は、横屋駅の方、区画整理事業をやられたんですね。いろんな問題がそのときに出了たんですが、そのときに税金を5億円ほど使われて、そのままになったんだよということで問題になったという話を聞いておるんですが、私ども、今、土地調査特別委員会の委員長をやっているんですね。それを今やっているんですよ、実は。市では田んぼを持ってないの。耕すことはできない、市が。それをほかってあるんですよ。それをどうするかという、これから委員会でやらなきゃならない問題があるんですよ。そういう市長のされた後始末をこれから私どもの委員会でやらなきゃあかん。これ、どうでしょうか。これからやらんらんことがえらいことになるで、市長やで遠慮せなあかんかどうか、ちょっと遠慮して、市長の足を引っ張ったらあかんと思うのかどうか、ひとつよろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今お話しされましたのは、私が町長時代に、あちこちに町として土地が買ってある。田んぼであると。土地利用の特別委員会でそれを処分していかないかん。どうなんだということの質問でございます。実は、ちょうど取得がしてありますから、私は、はっきり申し上げまして、特に市街化にあります土地、本当に公園が、本来でありましたら市街化地域3%公園があるのが本当のまちづくりなんです。ところが、全く面積的に少ないわけでありますから、ぜひとも私は、出させていただいたら、公園をしっかりと整備してまいりたい。それも、お金のかからないような公園を整備していきたいと思っておるところでございますので、これからやらせていただけるなら、住民が憩える、まちの中に緑がある、こういった環境づくりをしていけたらと思っておるところでございます、このマニフェストに書いてございます。最後の方に環境整備でしております、そういう整備をぜひともやっていきたいと思っております。また、途中のところにも、そうでないところにも農地で、これはどういうふうで所得しましたかといいますと、以前、それぞれの町村、公有地拡大法という法律がございまして、それに基づきまして土地の取得ができたわけございまして、違法したわけでも何でもございませぬ。どこの町村

も持ちながら、道路なんかの代替地に出すとか、そういう形で土地を取得しておったところまでございますので、その点も御理解いただいて、しっかりとこれからそういうものを生かしてまちづくりをさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 次から前へ進んでいきます。あまりくどくやりませんので、よろしくお願いします。

マニフェストですね。どこのまちでも、どこの市でもマニフェストを出されると、いいことばかり書かかんならんで、総花的だということは間違いはないけど、それをやっぱり真剣に議会が扱うようになると苦しい。よそはよそなんです。よその地区はよその地区という考え方、他町村のことは他町村。我々は、自主自立していくのが分権時代やと思っている、私の考え方は。見解ですよ。市長の見解と違うんですよ。よそのところはどうかやという話は一切私はしたくない。要は、我々のまちの中の地域性の中でまちをつくっていかうという、今、分権時代が来ましたので、そういう気持ちを持っている。私の考え方は徹底しておるんです。そういう人にどういう話になるか。人の話は、よそはこうやでこうや、ここは悪いで、岐阜県一番悪いまちや、このやつはこうやというような考え方は一切、しっかり考えてから物を言おうというのが私の見解ですから、耳ざわりに聞こえる。本当に総花的で、花ばかり挿して、泉がない、策がない。策がないということは、政策がないとお金は出せないよという感覚がないんで、これを見ておってもぴっこない。見る人は見るでいいよ。市民の方が選ばれたんで、それでいいんだけど、議会はやっぱり真実を追及しなきゃいかんから、私は申し上げる。こんないい格好ばかりでお金を使ったらどうなるんやと。健全財政を保つにはどうしたらいいかという考え方になるんですよ。そういう考え方が議会の本質。そういうことですから、花がぱあっと咲いたようなマニフェストについては、何をやるのや。まただれをこんな苦労させるんやという気持ちがあります。私の考えね。見解、違うかわかりません。見解、違いますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私とは大分見解が違うわけでございます。今回のこのマニフェスト、初めて法律で認められた、この4月の統一地方選挙に。過去にはなかったんです。選挙で出る者が何をやろうとしておるか、どういうことを考えておるか、それによって市民が選択できる。これが法律で認められた初めての選挙です。それで、私は出させていただいたわけでありまして。過去のときは、選挙に一切そういうものは出せなかった。きちっと法律で認められたものでございまして、先ほど、よそのまねとか、私はよそのまね。今回の平成の合併、いわゆる地方分権でございまして、そのまちが自主自立して、特異性を生かしてやっていきなさいよと。ところが、地方分権は、

まさに都市間、地域間競争なんです。だから、この我々の住んでおるまちは、よそに比べてこういうところはこんなふうですよ。けど、こういうところは我慢していただいて、こういうことに力を入れます。そういう情報公開をしなあかん。よその情報公開をしなくては、やはり市民の皆さんはわかりません。その情報公開をして、やはり意見を聞いていかななくてはいけないわけでありまして、私、だから、よそのあれに比較して、こういうところがおくれているかどうかということで掲げて、こういうことがおくれているからということで、マニフェストに掲げて、私、出させていただいて、それで信託を受けてきたわけでありまして。私は何も、この中に書いてあります、よそより突出してやることはありません。おくれている分野を当然やらなくてはいけない。市民のためにやらなくてはいけないことを掲げておるわけです。本当に私も議会におりました過去の経験もございます。財政のこともわかっておりますから、そんな突出したこと、公園をつくるなんて、公園がないから、全然ないところにつくろうとしている。この土地は市街化でありますけれども、ないことを御存じない人もあります。総合防災、阪神・淡路大震災のような大きな災害がもしかあったとしたら、学校の運動場だけではだめです。校区の一つぐらい、そういった広場、公園をとって、そこに避難もできるような、こういったことも考え、だから、こういうことを掲げておるわけでありまして、私、決してこのマニフェストにむだなこと、地域に突出して考えておりません。その点だけはぜひ御理解をいただきたい。少し見解の相違があるようでございますので、その点を申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） これ、見解の相違がありますので、皆さんの前でこんなこといつまでやっておっても平行線をたどりましてもわかりませんので、具体的なマニフェストの政策について個々について御質問をしますので、よろしくをお願いします。

外部監査の制度の趣旨について、即実施という実施年度になってはいますが、外部監査って、この間も質問しましたけど、お答えが、後からやるとかなんとか、悪けりゃやるという御答弁だったんで、即やると言っておって、何のことやわかりませんでしたので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきたいと思います。

外部監査というのは、私も少し勘違いをしておったところがあるわけでございますけれども、こういった行政運営をしっかりとしまして、会計もしっかり、もちろん会計監査委員の方にしていただきます。そういう中におきまして、こういう点はちょっとおかしいんじゃないかと疑惑を持たれたときに、外部からの監査をやっていただく。そういうことが私は簡単にできると思

っておったわけです。ところが、いろいろ調べてみますと、法的な条例整備をしなくてはいけない。そんなところから、条例整備をさせていただいて、こういうことにも対応できるような、そういうまちにしていきたいなど、このように思っておるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） こういう具体的な政策になると、外部監査なんて、よう見えるで書いたよというような感じを与える。実際は外部監査は、不審なものがあってからやるような個別外部監査じゃないと思うんやね。やっぱり包括外部監査だと思うんですよ。これは法律にのっかって、しっかり1年1年監査していただく。条例でもってやるというのが外部監査だと思うんです。都道府県、政令都市、30万人以上の中堅都市、そういうところがやるというのが10年前にできた話で、こういう小さいところではほとんどやっていないと思うんです。30万人以上のところというと、岐阜市はどうかと思うくらいなんで、外部監査って、問題が出てからやるという問題ではないんで、そういうものまでしっかり見ずに、外部監査を即やるぞというような感じを与えたということはやっぱりちょっと問題があるかと思います。これ以上言わない。

それから、福祉医療の助成の件、4月1日にさかのぼるということで、これは本当に議会人として、議会が悪いと言われるような感じがするんですね。4月って、本当に議会の皆さんで10月からやるよという条例を決めて、4月に市長が独善的なマニフェストでやられたら、もう議会は、マニフェストを重視してあげないかなあという気持ちもあるんですけど、やっぱり議員というのは信義がありますので、そんなむだな金、どうして使うんやという、むだな金ではないかという考え方が出てきますので、これはちょっと勇み足ではなからうかと思っておるんで、これも見解の相違かわかりませんが、幾ら言っても、私どもは最後まで、むだなお金を後から出すということは問題があるし、事務量も多くなる。こんなことひどいことをしちやいかんという見解で私は皆さんに言っていくつもりです。ですから、議会で否決されても、市長は、どうや、議会が悪いでこんなふうになったぞというのかどうか、その辺のところ、ひとつ。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

あくまでも私はマニフェストに基づいて行政推進をさせていただくと何回も申し上げております。市民との約束を果たすわけでございます。ただ肅々とそのことを進めさせていただいて、今回提案をさせていただいております。このことにつきましては、議会の皆さんも、2月に中学卒業まで頼むということをしたわけでありまして、それが早くなるだけのことでございまして、5,000何百の対象があるわけございまして、それだけ喜ばれるわけでありまして、どうかこのことについては議会の皆さんも要望されたことですから、だから、余計に4月1日と

ということでマニフェストに書かせていただいたわけですので、その点はよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） これも、あんまり詰めると市長もなかなか大変だと思うんで、私どもも大変になるといかなで、その辺のところ、ひとつ御理解いただくということでお願いします。

それから、岐阜県一明るいまち、ナトリウム灯ですか、安全・安心灯をつけて、3倍強の公設維持管理。本当のこと、これだけの経費をこんな分権時代に、自分らでやらないかんような時代に、健全財政をやっていかなあかんというときに、こういういい話が出てくると、単位をひとつどこかにつけんかなあと思うような感じでございますが、どういうことでしょうかね、これ。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） このマニフェストの中に、守るということ。一つのまちづくりでして、暮らしの安全・安心を守る。実はこの瑞穂市、岐阜県の都市の中で一番面積が小さい28.18平方キロでございます。お隣の本巣市が約13.5倍でございます。断トツに小さくて、人口密度が高いところでございます。そんな中におきまして、私は市民の皆さんが実際払った税金が、最も身近なところで、そして目に見えて、それも365日味わえるのは何かと考えましたときに、やはり安全・安心のまちづくりの中で、なかなか物騒な世の中でございます。いろんな不審者が出たりとかいうことも起きております。ですから、よその都市でできない。この瑞穂市しかできない。まさに岐阜県一明るい、安全・安心、やはり夜、町内ぐらいは懐中電気を持たなくても歩けるような、それが身近な、自分たちの税金がここに使われておると。それも、大体電気料は1ヵ月にコーヒー1杯分もかかりません、電気代としましては。ですから、よその市ではまねすることのできない。この市しか、小さい面積ですから。だから、私、これを掲げて、安全・安心のまちづくり、一緒になってやると、まちが変わったな。本当に安全・安心のあれだから、本当に自分たちのところはいいから、これから自分たちでできる限り、こういういいまちを自分たちでいろいろやっていこうという気が起きるようなふうに、まず365日関係があります防犯灯の設置をふやして、これは莫大な予算がかかるわけではございません。ですから、これをぜひともなし遂げたいということで掲げさせていただいておるわけでございます。どうか御理解をいただきますようによろしくお願いをしたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 財政的に一遍勘考させてもらう、あるいはみんなで議論するということが大事ですから、思いはわかりました。本当に岐阜県一明るくなれば、本当になるかなと思

いますけど、そんなふうにすると大変な問題もたくさんあるんですね。いろんな問題や障害もある。簡単にはいかない。

それから次に下水道についてですが、本当にこのことをそこらじゅうで訴えられましたんで、まあ本当に岐阜県で一番環境の悪い瑞穂市やということで、堀市長がそこらじゅうに訴えたために、瑞穂市はどえらい悪いまちやなあというイメージを与えてしまったので、このイメージを消すのは大変なんですね。この前、大野町が新聞に載ったことは御存じですか。大野町の下水道のあれ、1週間ぐらい前載ったのが、私、保存してありますが、あそこはゼロなんですね、下水道が。うちも町やったけど、瑞穂市になったから、市、市、市はと言われるんやけど、大野町は下水道は全然ない。その中で問題が出ているんですね。巨額な建設費でやると財政が狂うし、もしつくっても、みんな入られんのじゃないかと。そういう高いものにお金を投資することは自分たちもひっかかるんで、そういうことについてはどうも乗り気ではないということで、いろんな面で問題もあるで、大野町の新聞に載ったことも一遍参考にしてください。そういうところもあるということで、岐阜県一、岐阜県一といって、どえらい悪いまちのように、16本の1級河川があるんで、本当に下水なんて、そんな簡単にできる場所があるかということになりますと、一番大事なのは終末処理場なんですよ。だれが引き受けるかという問題が出ますので、これが一番難しいから大きな声で言えないんですよ。これが言えない。みんな、地域で一通り話ししてもらって、理解してもらわないとできない。そういうことですから、そういうことも踏まえて議論してください。イメージが悪い瑞穂市になりましたんで、それだけひとつ、後は言わんように、ひとつよろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 大野町の話が出ました。大野町はなぜおくれたか。上水が全くできていない。今、大野町の町長は杉山町長でございます。関の建設部長をされてから、大野町長になられた。関は岐阜県で100%下水が早くできております。そこの建設部長です。ところが、まだ上水ができていなかった。それをずうっと10何年間やってこられた。よそは下水道をやっている。そういうところがおくれちゃって、そして、こういう時代になってきたということで、いろいろ問題になっておると思います。そのことが皆さんおわかりでないから申し上げました。

今、終末処理場の話がありました。これまでどこの市町村におきましても、みんなできておるんです。本当にやる気があるかないか。今、終末処理場も周りの環境をよくして、迷惑施設にしない。公園化したり、それで整備をしております。やる気があるかないかだけなんです。その点もお話を申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 次に進みます。この議論は、何とか委員会で話しされるということで

すから、十分御審議ください、御協議ください。

それから、またこれも岐阜県一高い下水使用料、値下げを実施。ひどいところやなと思って、この瑞穂市はひどいなあという感じの岐阜県一高い下水使用料、値下げ。本当に高かったかどうかという議論はせずに、市長の独善的な考え方ではなかろうかということで、私も調べておりますので、そんな状態ではないところもある。水道料等踏まえて、一緒になってやるとね。全部資料も持っていますけど、この議論はやめておきましょう。本当に悪くないという見解でありますので、私は悪くないという見解ですから、「岐阜県一」という言葉が悪いということです。よろしくお願いします。

次の議題として、財政についてであります。

将来の財政見通しは、少子・高齢化が進みまして納税者が減っていくんですね。税収は減っていきます。そして、団塊の世代がありまして、退職者がふえて、歳出は、老人福祉、社会福祉なんですけれども、老人福祉費はどんどんどんどんふえていく要素だということで、3月議会で私が一般質問しました件で、そのときに言われたのは、10年後には約3億の老人福祉費がふえるよと言われたんですよ。そこで、老人福祉費がふえる予測の中で、その施策もなしに、いろんな金を出すという考え方がどうもおありではなかろうかと。施策をもって、歳出をやっていくんだと。お金を出していくんだという考え方がないと、ばらまきの予算になりますので、そういうことにならんように、策がひとつおありかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田年一君。

総務部長（新田年一君） 財政運営とその計画、考え方についての御質問にお答えをさせていただきます。

平成19年度の予算編成におきましては、入るを図りて出るを制すと言われておりますが、この方針にのっとりまして、経常経費の削減を目標に鋭意努力をしてきたところでございます。しかしながら、平成16年度対比で見えますと5.6%の増というような結果となっており、経費削減の難しさというものを痛感しておるところであります。内容を見ても、経常経費の中でも、特に物件費、補助費等の任意的経費においては、各部署の節減、事業の見直しに努め、平成16年度対比で14.9%の減少ということになったわけですが、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費におきまして13.7%の増という結果になっております。扶助費、公債費の抑制の難しさが浮き彫りになった予算編成となっております。

将来的な公債費の推移としましては、市債全体の起債借り入れ残高では、平成19年度事業の予算ベースで約180億円の借り入れの残高となっております。また、公債費は約12億円となり、財政運営への大きな負担となってくることとなっております。将来的には、団塊世代の退職や高齢化、人口の減少化が進む中、市税収入の減収や社会保障費等の増加が避けられない現実と

なるものと思います。

現在取り組んでおります事務事業の見直し、それから施設運営のあり方等、その見直しを行いながら、行政事務のアウトソーシング等、さらに事務の効率化を進める一方、事務展開を進める中で、収入均衡のバランスを図りつつ、財政基盤を安定させて事業展開を進めることが重要であると考えます。

この観点から、事業の展開、財政措置におきまして、主要事業のプロジェクトチーム等を編成するなど、事業を推進するに当たっては、専門的な十分な調査・研究を行った上で、将来を見据えた財政計画の策定、あるいは事業の展開を行う必要があると考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） ぜひむだのないやり方というのが、これから分権時代に向かっていくことで、腹を引き締めて取りかかっていたきたい、そういう願いでございますし、敬老会のことにおきまして、老人会の連合会の中でも話が出ておりますが、これからは敬うことより、老人会もみんなで支え合って自立していこうよと。そして、介護保険制度があるんだよということになっていきますので、政策的におかしな部分が出てくるので、その辺のところをばらまきのようにやられれば、これからは住民訴訟も金ないよと、むだな金を使やあ。そういう厳しい住民の考え方も出てきますから、市民の皆さんの血税を真剣に思っているかということがやっぱり施策の中に出てくるんですよ。そういう施策がちょっと甘いと、こう思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、時間の関係がありますので、次の議題をお願いします。

議案の事前配付について通告を申し上げておきました。

6月18日に、市長は、議会運営委員会において議案の概略説明を執行部から受けた後、5日前に議案の事前配付をされました。それを受けて、午後1時半より、我々の会派で執行部の部長、調整監に出席を求めまして勉強会を行いました。そして6月22日、議会定例会の開会の朝に、議会運営委員会にも諮らず、議案の差しかえとして出されて、誤りがあったようなことも先ほど言われたんですが、そうかなあと思って聞いておったんですが、私の耳にはちょっと聞こえなかった。市道路線認定の議案、手元で二つの議案を持っておるんですよ、私。ダイヤモンドシティの路線と、そして二つの議案、立派なすごい議案ですよ。路線にしても、ダイヤモンドシティの議案ですからね。そういうものを簡単にひっくり返して、差しかえよという市長の言動であったわけですね。一晩で変えられたんですね。我々の会派としては、18日に議論して、大まかな審議をした。そうだなあ、そうだなあといって議論して、みんな帰っていったら、市民の皆さんに、おれんところ、今度、ダイヤモンドシティのこういう話があるぞ、こうい

う話があるぞとって公表してしまった。みんな公表したと。公表したということはどういうことか。新聞に載せたと一緒になんですよ。一晩で変わった。ちょっと確認するんですよ。執行部、調整監と部長、そのときの様子をちょっと、確認の意味で、どういう結果だったんですか。変えられた様子をちょっと御説明ください。ひとつよろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 棚瀬議員さんの、議案の差しかえの経緯について御説明申し上げます。

市長から指示を受けましたのは、21日の夜9時過ぎごろだったと思います。自宅に電話がかかりまして、市道認定の6路線を削除した議案をつくって出せということでの指示を受けました。以上です。

議長（藤橋礼治君） 調整監。

調整監（後藤仲夫君） お答えします。

部長から夜の9時25分に携帯電話にありまして、差しかえることになったという連絡を受けました。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） そうしたら、退庁してからやね。市の職員の方が帰られてから、9時ごろに市長から電話があって、あすの議案を差しかえてくれというような一方的な話であったということですね。

これね、職員の方が部長が知らんけど、出される前に政策審議会ってやらないんですか。そして、市長も交えて、前の結果、長いスパンの経過等の市の部長とか、みんな、あるんで、そういう説明ができる立場ですね。市長にもそういう説明ができる立場である。市長が判断する。そういう政策協議会って、前にやらなかったんですか、ちょっとお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 条例とか政策に関することにつきましては、議会に出す場合、事前にまず政策審査会をやりまして、それから条例はこの条例がいいとか、ほかの法律に触れてないかどうかということを確認しながら進めております。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） そうしたら、市長にお聞きしますが、皆さん、職員の方の話し合いでよく聞いて、事を運ぶよと。言っていらっしゃることと事が違うんですね。実際に言っていることとやっていることが違うんですね。やっぱり議会に出したら、議会で審議してもらって、議会で何で審議してもらわんの。自由にすればいいという、その自由な感覚は持ってい

っしゃると思っていたら、そうじゃない。自分で独善的にぱんととめてしまう。そこら辺のところは私には理解できないんです。そういう自由な堀市長は、何でもいいやないかというような感じかと思ったんですね。そうじゃない。やっぱり言うておることとやっておることが違っているんで、その辺のところ、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

この道路認定の問題の差しかえは、議会に出させていただく前にいろいろ議論をしたわけですが、そのときも、部長、調整監も私が迷っておることはよく知っておったわけでございます。これは、よく考えてみましたら、とんでもないといひますか、先ほど、松野藤四郎議員のときにお答えをしましたように、このダイヤモンドシティの関係のことでございます。地元にも、1年3ヵ月お話がしてございませぬ。そして、書類も何もまだ市の方へ出ておりませぬ。事業者の方から何も書類も出ておらん。そんな中で、私、6月1日に就任しまして、即15日、18日に私のところへ相談があつて、そのときに、私、相当迷いました。これ、出しておつたら、それこそ至大責任でございます。なぜか。この道路の認定、よく考えましたら、今申し上げたように、全く市民参加のまちづくり、市民、地元の町内等々、全く1年3ヵ月話がされておらない。こんな大事なこと。その道路も、はっきり申しまして一般市民が通る道路じゃないんですよ。ダイヤモンドシティへ入るための営業目的の道路なんです。だから、これはもう少し検討を加えなくてははいけないということにとめさせていただきます。最終責任は私にあります。これ出しておつたら、本当の話が、逆に私はその責任を持たなくてははいけないということございまして、22日が開会日でございます。この議案の差しかえ、前の松野市長、事前配付はすべて資料にすぎない。だから、事前配付はしないと申しました。私は、その事前配付、資料の差しかえをさせていただきます。けれども、資料でありますけれども、先ほども申し上げましたように、議会運営委員会、また会派の説明をさせていただきます。ですから、私は、差しかえるときに議運の委員長に許可をもらつてすればよかつたということを反省しまして、全協でおわびを申し上げたということを申し上げたわけでございます。御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 柵瀬悦宏君。

16番（柵瀬悦宏君） 理屈はそうであっても、やっぱり我々の会派というか、自分たちのなれ合いの中で議案を書いてしまうというような、なれ合いになるから事前配付は難しいよということなんです。議案として出したら、出した重みというのがないと信頼関係がなくなってしまう。職員との信頼関係、我々との信頼関係もなくなってしまう。議案というものはそういう重みがあるよと。素人が何とかいってごまかして、変えてしまう。そんなものではない。そう

いう重みを言うわけです。ですから、事前配付するにはいろいろなルール化をしなきゃいかんと思う。そういうこともせずに、ばあっと自分の独善でやったということは、もう出したら終わりなんです。そういうルール化をして、わかりやすくやってください。事前配付されたら、また変えられるとあかんで、こんなものあかへんぞとって読んでおると、これは出されたもんやで、しっかりやるという気持ちと、そういうものとは全然違うんですよ。ですから、私もこれ以上しゃべるとのどがおかしくなりますので、これで失礼させていただきますが、もっと言いたいこともたくさんあるんですけど、今後また1年間おつき合いさせていただかんらるので、ひとつよろしく願いまして、以上、よろしく願いします。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりましてしばらく休憩をいたしますが、午後は1時30分から開会しますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時31分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺です。会派代表質問をさせていただきます。

まず第1点目は、堀市長が就任されて初めての議会でありますので、市長の市政に対する基本姿勢について質問をしたいと思えます。

市長は、この6月の定例議会の所信表明で、行政推進の基本姿勢は人と自然に優しい瑞穂市づくりと表明をされておるところでございます。地方自治法の第1条2項では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてと定めています。現在、貧困と格差が非常に広がっているこの時期には、この地方自治の精神に基づき、福祉の心を持って行政推進に当たるといことが私は大切だと思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

あとは質問席で質問いたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 小寺議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点目、議員御指摘のとおりです。地方自治体、地方公共団体の果たす役割は、住民の福祉の向上、増進を図ることと、地域社会の均衡化した発展を図ることと認識をいたしております。現在の地域社会情勢は、地方分権という名のもと、地域間競争、都市間競争でその格差も広がり、貧困が生じていることも否定することはできません。そのような中にありまして、議員御指摘の福祉の心、いわゆる弱い立場の人の身になって考える、一言で言えば思いやりの心で行政推進を図ることが人に優しいまちづくりと考えます。また、この地、瑞穂市に生ける

すべての生物、その生命の源は水でございます。水の流れるのは川でございます。瑞穂市には16の1級河川が流下いたしております。その面積は市の20%を占めておると言われております。自然は、特に私は川を指しております。この川の水を、以前のような、過去に流れていた美しい水の流れる川を取り戻すことをあらわしております。人に思いやりのあるまちづくりを基本姿勢として行政を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ただいまの答弁は、地方自治法に基づいて、住民の福祉の増進を図る立場でやっていきたい。福祉の心を持って、弱い人の立場に立ってやっていきたい、そういう立場を表明されたということで理解をし、ぜひその方向で今後の行政を推進してほしいということを要望していききたいと思います。

2点目の項目は、市長が選挙中に出されました公約、マニフェストについてお尋ねをしたいと思えます。

午前中からの一般質問の中で、市長は、このマニフェストを非常に重視していくということで答弁をされております。このマニフェストをどのような決意でやられるのかということをお伺いしたいと思います。

津島市の市長が、マニフェストを公約どおり果たせなかったということで、給与を3ヵ月ゼロにするというようなことも例としてございました。今後、この公約、マニフェストに取り組むに当たって、そのような決意で取り組まれるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

何回も申し上げておりますが、私、これから向こう4年間、特にこのマニフェスト、皆さんにお約束しました。これに基づいて最大限の努力をさせていただきますということでお答えをしておるところでございますが、どんなことがありましても、市民との約束をしっかり守るために、私も同じように、どこかの市長さんのとか出ております。そういう人のあれもいろいろ自分のことに置きかえながら、そういうことにならんように、しっかりと頑張ってお組んでいきたいなど、こういうことを痛感しておるところでございますので、今はその辺でお許しをいただきたいと思えます。以上であります。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 市長のかたい決意で実施されるという表明があったということで理解をしていききたいと思います。

次に、このマニフェスト、政策を市長が掲げられまして、夢ある瑞穂市という、団体でもなされておるとい形になっておりますが、そういう点で、いろいろな団体との協定、協約もされたかと思うんですが、瑞穂市の市議員の中に改革という会派がございますが、その会派改革と政策協定を結ばれて実践をされていくということで、事実政策協定を結ばれたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私ども、改革のときからの政策、考えは変わるものではございません。そんなところから、大筋の合意をして、今回のマニフェストも一緒になってつくってきたわけでございます。その点も御理解いただきたい。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 早期の段階で相談されてきたということで、相談の結果、ちゃんと責任者と責任者で判こを押して、協定という形で文書で交わされておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。その辺はどうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 調印をしたかということでございますが、私の記憶では、そこまではしていなかった。打ち合わせは十分にしましたけれども。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それでは、公約、マニフェストの中身についてお尋ねしたいと思います。

住民の皆さんの身近な問題、身近な要求について絞って、市長が今後どのように行っていくかという心づもりでみえるかということを中心に質問したいと思います。

まず第1点は、岐阜県一明るい安全・安心のまちづくり、ナトリウム灯3倍強、公設管理維持とマニフェストにはのっております。これは2年以内にやっていきたいということでございますが、現在、瑞穂市内に街灯は何灯あるか、教えていただけますか。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの御質問にお答えします。

現在、瑞穂市内には、道路照明、防犯灯は、瑞穂市で管理しているものは255基、自治会等で管理していただいているものについては約2,500基でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 現在のこの数を3倍の街灯にするという計画でございますが、この計

画を2年以内に実施をするということでございますが、これを実施すると、金額的に概算どのくらいの予算が必要か、はじいてみえるでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 現在の市で管理しておる街路灯を3倍にするということにつきましては、計算しますと5,000基増設するということになりますので、単純に、いろんな防犯灯があるかと思いますが、電柱に共架する新設ということになりますと、5,000基のうち電柱共架が大体7割程度でございますので、5,000基増設するということでありまして、電柱共架新設では、現在では1基、2万5,000円程度かかります。それで、3,500基ということになりますと8,750万円。それから、5,000基のうちの3割程度が単独支柱、いわゆる柱を立てて、そこへ立てるということでございますが、今現在ですと、1基、5万1,400円ほどかかっておりますので、1,500基増設するとなりますと7,710万円、合わせまして1億6,460万円ほどになるかと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それで、今までの例でいうと、街灯は自治会からの要望に基づいて、ここが暗いをつけてくれという要望に基づいてつけて、大体1年間に1自治会1灯ぐらいの割で予算化されていったというような経過があると思うんですね。そういう点で、これだけの街灯をつけるとなると、要するにどこにつけるかということはどう決めていくかということが大変だと思うんですね。市の執行部の担当課の方でずうっと調べて、チェックしてやられるのか、自治会からの要望を待ってやられるのか、そこら辺の設置場所をどう決められていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方でお答えをさせていただきます。

まず、通学道路が第1点目でございます。そして次に、自治会の道路になると思っておりますが、このことにおきましては、自治会長さんそれぞれでございますが、一遍自治会でお話をさせていただきます。また、その自治会の中でどんな場所につけるか。これは間隔とか、いろいろございます。そういったところも、夜、現場に出まして、そういった点検もしまして、一緒になって進めていきたい、そういう考え方であります。よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 通学路なんかもつけてほしいという要望がたくさんあるわけですね。そういう点では、通学路では、子ども会とか学校ともぜひ相談をしていただいて、点検をし、

つけるということで、ぜひお願いしたいと思いますし、自治会内についても、こういう規模でこういう方向でやっていくと、自治会は確保するために、自治会の方でもぜひ点検して要望を出してほしいということを自治会長会議で方針を出していただいて、設置場所を確認していくというような方向でやっていただきたいということを思います。

それで、あと、維持管理の問題ですけれども、公設維持管理ということが書いてありますね。公設維持管理というのは、自治会内の今の街灯は、設置は市がやるけれども、あとの電気代、また電灯が切れたときの入れかえは自治体が負担ということになっております。それで、公設管理維持ということをお約束に掲げてみえるということは、自治会内の街灯についても、電気代や電灯の入れかえも全部市がやるということで出されておるということで私は理解しておりますが、そういうことでよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、大体市のお払いしております電気料が1,000万だと思っております。公設公営と言っておりますので、公営でやりますと3,000万円でございます。私は、公営でということで申し上げておりますので、先ほど、前のときにお答えをさせていただきましたが、大体ナトリウム灯で1ヵ月250円くらいですね。蛍光灯で200円ちょっとでございますが、こんな状況でございますけれども、公設公営で、1ヵ月に1灯につきましてコーヒー1杯分くらいでございます。本当に身近なところに税金が使われた。そして、365日、全市民が享受できるということで、それによって、よその市ではまねのできない、本当に一つのまちのコンセプトといえますか、これだけでも安全・安心のまちづくりということで、そういったあれができるのではないかと思っています、そういう私の思いでマニフェストに掲げさせていただきましたので、よろしく願いを申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁は、公設公営ですから、電気代、電灯の取りかえ費も市が維持管理してお金を出すということでいいわけですね。

ぜひそういうふうにしていただきたいし、自治会の方も助かると思っておりますので、ぜひひとつその方向での具体化をお願いし、補正の予算をも組んでいただきたいと思います。

次に、マニフェストの内容の2点目でございますが、学童保育を小学校敷地内での公設公営ということで、マニフェストに掲げられております。

現在の状態の中で小学校内で学童保育をやろうと準備をしていけば、できる状況の学校はこの小学校があるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいまの御質問に対しまして御答弁をさせていただきます。

まずもって、学童保育につきましての私の考え方を申し上げたいと思います。

男女雇用機会均等法、さらには男女共同参画時代と言われて久しいところでございます。どうしても働きたい人、働かなければ生活ができない人、母子・父子家庭など、人それぞれ立場は違いますが、そうした方々の子育てを社会全体で支えていくことは当然のことと思います。そのような観点から、学童保育、放課後児童クラブの実施は、既に県内21市の中でもほとんどの自治体が行っておりまして、また、実施場所も、学校敷地内実施がほとんどでございます。学校敷地内で実施する意義は、学童の移動時の安全・安心、先生がすぐ近くにいることの安心感があり、親としても職場で仕事に集中ができます。本当にやる気があれば、空き教室があればプレハブを建てる。そのプレハブも、6 畳間をつなぐとか、2 階建てにするとか、狭い土地でも対応することができます。私も今後現場に出まして、保護者、さらには現在の指導員の人たちの声をしっかりと聞き、また児童福祉課、教育委員会とタイアップ、連携をとりながら、いま一度総点検をしてみたいと考えております。それでも、どうしても敷地内で対応ができないとなれば、学校周辺の最も近いところで対応を考えてみたいと考えております。

また、このことにつきましては、文教常任委員会の皆さんと先進学校を何カ所も視察、研修して、運営などについても調査研究を重ね、よりよい学童保育ができるように取り組んでみたいと考えておりますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。以上であります。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 市長の学童保育に対する基本的な考え方についてはわかりました。

それで、要するに学童保育については1年以内にやるということになっておりますね。そういう点では、今の学校施設の中でできる小学校があるのかどうかということをお聞きしておるんですけども、どこの小学校ができるかということです。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私が今申し上げましたように、この議会が終わりましたら、すぐに現場、学校訪問をさせていただき、また自分の目で確かめて、正確なことを改めて申し上げたいと思っています。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 調査をこれからして、段取りしていくということですね。

それと、先ほどの答弁の中では、増改築をやったばかりで、これからなかなか増築も難しいというような学校もあるようです。そういうところは、プレハブをつくってでも対応していく

という考えでおみえになるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御指摘のとおりでございます。本業市におきましても、既にプレハブを建設して対応をいたしております。県内でも、可児市はすべての学校をプレハブで対応をいたしております。先ほど申し上げました文教厚生常任委員会の皆さんにも先進地を何か所も見ていただいて、対応をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それでは、運営についてですけれども、公設公営でやっていきたいということで、公設でやるということは市が建てるということでわかりますが、公営ということで、運営について公営でやっていくということでちょっとお尋ねしたいんですが、公営でやっていくといいますと、保育料なんかも統一した保育料が必要だと思っておりますが、そういうことは考えてみえるのかどうか。

それから、指導員の働く条件も統一していく必要があるということがあると思うんですね。そういう点では、指導員も市が採用して、一定の労働条件を決めていくということで考えてみえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 保育料は当然統一、同じでございます。先ほど私の基本的な考え方を申しました。現在実施をしております指導員の皆さん、保護者の意見も伺って、公設公営でございますけれども、お金は市が出しますが、その運営のあれはそういった方の意見を聞いて決定をしてみたいと思っております。よろしくお願い致します。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 学童保育については、今後調査をし、文教常任委員会でもよく論議をし、父母の意見も聞いていくという方向でありますけれども、1年以内ということありますから、その公約の実施のために、また機会あるたびに質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

さらに、3点目でございますが、小学校の30人学級、中・高学年への段階的拡充の検討ということでございますが、現在、県では少人数学級ということで取り組みを行っております、その実践も瑞穂市内の小学校では行っておるわけですが、現在の少人数学級の取り組みの現状について、報告をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 御質問の件でございますが、現在、学級編制の基本は40人学級でござ

います。本県、岐阜県では小学校1年生、2年生については、ちょっと例外もございますけれど、35人学級ということですから。本市においてもその基準で学級編制をしております。1年生、2年生、合わせまして40人学級で計算をすると38学級でございます。35人学級を当てはめると、これが42学級、すなわち4学級プラスという形で少人数学級を実施しております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 30人学級を段階的に実施していくということですから、ことしは1年生、ことしは2年生ということで、いろいろ段階によって違ってきますけれども、単純に一遍にやったらどうなるかということで、一遍に6年生まで30人学級をやるということになると、瑞穂市内で何学級必要になるか、また職員は何人ふえるのか、そこら辺は推計した中で数がわかるかどうか、教えていただきます。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 平成19年度、今年度ベースで、今のことに答えをしたいと思います。

全学級に30人学級を実施するとすると、現在の学級数、1年生、2年生は35人学級ですが、現在の学級数が114学級でございます。全学年を30人学級にすると138学級、すなわち24学級増ということになります。したがって、教室数は、24教室は当然必要であるということになります。また、教員増につきましても、最低でも24人の教員増と。本当は学級数がふえますと、学級数によって教員もふやしていく必要がありますので、それにプラスアルファといったことになると思います。

ちなみに、御質問にはございませんでしたが、全学年を、30人学級ではなしに、35人学級というふうにすると、現在の学級数よりも7学級増ということになります。ついでに、仮に24学級すべてを実施したときにどんな課題が出るかだけ、ちょっと簡単に述べさせていただきます。

まず1点目は施設の問題でございます。当然24学級は、現在の学校の姿からいけば、すべて増築しなければならない。ですから、1学級つくるのに何千万かかるか、最低でもその24倍という、当然教室備品等もそれにつけ加わってまいります。言ってみればお金の問題です。

第2点目、24人の教員増ということですので、今度はすべて市単独で持つこととなります。基準を超えておりますので、すべて市単独で持つということになります。ですから、24人分の年間の人件費、1人どれだけ見るかによって、これもお金の問題でございます。

割合気づかない第3点目の課題、これは何かといいますと、24人を市単独で採用するということとなります。当然学級を担任するという形になりますので、ほかの先生方と同レベル以上の方を採用しなければならない。何が言いたいかというと、力を持った教員の人材確保の問題でございます。市単独で力量のある者を多数採用するというこの実は大変な難しさというものがある。これは普通言われませんが、課題としてはそんなことがあるかと思っております。

ます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 30人学級というのは、子供に対する行き届いた教育をやっていくのに非常に大事な問題で、ぜひ進めてほしいということを私は思いますし、そういう点で、実現をしていくには、一遍にやると、先ほど言われたようにたくさんの施設をふやしたり、教員もふやさなあかんということがありますし、これはまた県と国の関係もございますね。そういう点で、私は、まず市長が30人学級をぜひ子供のためにやりたいという意思を表明されておりますね。県を動かすということが必要だと思うんですね。他の市長さんたちとも相談して、県を動かし、県の教育委員会がこういう方向でやっていきたい、予算もつけて教員もふやすという方向にぜひ持っていく努力とあわせて、瑞穂市内でどうしていくかということの検討が必要ではないかと思います。

さらに、今後、学校を改築する場合は、そのことを見越した増築計画というのにも必要になってくると思いますね。今年度は南小学校が増築計画がありますけれども、そういうときに、将来30人学級をやっていくという方向も見据えた形での増築計画、またさらに学童保育も、小学校内でやっていくというようなことでの計画もあわせて持ってやっていくということが必要だと思いますけれども、そこら辺2点、市長の考えをお尋ねしたいですが、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 30人学級のことにつきましては、先ほど松野藤四郎議員のところでもお答えをさせていただいたところございまして、私は非常に関心を持っております。既にこのことにおきましては、文部科学省におきまして、全国何カ所かにおきまして試験的に特区を設けて取り組んでおりますし、三重県におきましては、既に低学年において取り組んでおることございまして、私は、マニフェストで30人学級を実施するとは言っておりませんが、検討をしまいたいと申し上げております。したがって、先進地を視察するなどして、調査研究を進める中で、段階的拡充の検討を加えてまいりたいと思っておりますので、きょうのところは、私の御答弁はこれまでとさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 検討ということですが、マニフェストに掲げられたんですから、市民の皆さんは30人学級をやってもらえるなあという期待をするわけですね。そういう点で、30人学級を実施する方向で検討をしていただきたいと思います。検討したけれども、だめだったということではマニフェストを実施したということになりませんので、そういう方向性はぜ

ひひとつ確認しながら検討していただきたいということを要望していきたいと思います。

次に、行政の仕組みを変えるということでの公約がございます。

1 番目には、一般競争入札、電子競争入札の談合防止ということを掲げましたけれども、これは前の質問者で大分ありましたので割愛をして、2 番目の情報公開の徹底についてお尋ねをしたいと思います。

今、情報公開条例があるわけでありましてけれども、住民の知る権利を徹底するという意味で不十分であるということで、マニフェストに掲げられたと思います。現在の情報公開条例の中で、どの辺が不十分で、どこを改正しようと言われてみえるのか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

情報公開の徹底ということで掲げさせていただいております。私、初めにも申し上げましたように、まだ就任をさせていただきまして1 ヶ月のところでございます。ここまで、まだその段階に至っておりません。であります、今の情報公開の中で、やはりもっとできるんじゃないかという部分もあったかと思うんですね。まだ中身を精査しておりません。どこをどのようというあれは、各担当部にこのことにつきましても指示をさせていただいておりますので、今後そういったあれをできるだけ早く、条例のどの部分を改正するのか、また提案をする時期はということは、次回の議会あたりには、そういう時期等々について御答弁ができるあれができてくるんじゃないかと思っております。現在では、私が御答弁させていただくのはこの程度しか、就任して1 ヶ月でございます。その点、お許しをいただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11 番（小寺 徹君） 今まで議員や住民の皆さんが情報公開条例に基づいて、情報公開を請求しても、なかなかこれは出せん、あれは出せんということであったという点で問題点もあるかと思っております。私もまだ十分な検討をしておりませんので、これからぜひひとつ住民の知る権利をしっかり守って、徹底できるようにする立場で、いろいろな意見、提案もしていきたいと思っておりますので、そういう提案も含めて、ぜひひとつ条例改正について検討をし、早く提案できるようにしてほしいということを要望しておきます。

3 点目にいきますが、市長、議員の倫理条例の制定ということで、マニフェストには、先ほどの皆さんの質問にもありましたように、市が行う工事等請負契約、一般物品納入契約、並びに下請工事（同工事材料納入を含む）等については、本人、配偶者、同居の親族、二親等まで禁止するということが掲げられております。現在も、条例ではありませんけれども、市長と議員の倫理規定というのがございますね。その中では、こういうことを制限するというような条項はございませんので、現在は規定ですから、あまり拘束力はないということで、条例

という形にして、しっかり拘束して守るようにする、たがを強くするということでの条例提案だと思います。そういう点で、早急に検討をする必要があるんじゃないかと思います。先ほどの広瀬時男議員の質問の中でも、早くいいことはやれということですから、そうこれは時間がかからんと思うんですね。規定の原本がありますから、そこの中の肝心なところをちょっと直して、条例に書きかえればいいのかと思います。そこら辺、どのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） まず、議員さんから、倫理条例の基本は何かということを出ております。これは市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市長及び市議会議員が市民の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、あわせて市民も市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な市政発展に寄与する条例ということでございます。議員からございましたように、この問題、先ほど翔の会の会長も、こんないいものは早く進めるようにというお話でございました。先進地の事例等々も含めまして、早く条例化できるように努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） マニフェストでは2年と書いてありますけれども、2年を待たずに早く実施するというご答弁だったということで理解をしていきたいと思っております。

次、4点目に入りますが、市財政の外部監査の導入ということでございます。

外部監査については、包括的な外部監査と個別的な外部監査の二つがあると。包括的な外部監査については、今、法律上では都道府県、政令都市、中核都市は法律上外部監査をやらなあかんということになっておりまして、一般の市町村は条例を定めてやっていくということになっておるわけでありまして、現在の条例にはそれが無いということで、条例の整備をせなあかんあということを感じて、それをやりたいということは、先ほどの棚瀬議員の質問の中での答弁でございました。それで、条例はいつまでに出される予定をしてみえるのか、お尋ねしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

市財政の外部監査制度導入についての御質問は、平成9年の2月24日の地方制度調査会の答申を受けまして、自治法が改正され、創設された外部監査人による監査であり、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者との契約に基づくものであります。この制度

を導入するに当たっては、外部監査契約の締結、いわゆる包括外部監査契約、個別監査契約がございまして、外部監査契約を締結できるものの選定、監査委員と外部監査人、相互間の配慮と法的に多くの定めがあり、今後これらの規定に基づきまして、マニフェストでお示しをしましたとおり、早い実施に向け取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 早い時期に条例を提案したいということでございます。

それで、条例を提案し、もし通って、外部監査ができる体制ができた場合は、外部監査のできる資格の人と契約をして、実施をするということになるわけですが、包括的な外部監査ですと、毎回の監査に外部監査をかけるということになりますが、個別外部監査というのがありまして、住民監査請求や議会やそういうところから監査請求、要求があった場合、個別に監査するという制度がございますね。そういう条例をつくられて、監査できる契約を結ぶ場合に、日常的にできるような体制で監査を1年間やられるのか、発生主義で、こういう監査のときにはその監査のための外部監査契約を結ぶという考えでみえるのか、そこら辺の考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この外部監査制度の導入というのは、何かが起きた場合、その時点のことに対してのことで私どもは考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私も、条例上はできる条項を設けておいて、発生した場合にそういう資格がある人と外部監査契約を結んでやっていくと。そういうところが財政的にもむだにならないし、いいんじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう方向で外部監査制度の導入も検討をし、実施をしてほしいと思います。

なお、つけ加えて、外部監査と現在の監査委員との関係について、心配をされておったようなこともありますが、私の参考資料によりますと、地方自治法 252条の30項では、監査の実施を行う外部監査人と監査委員は相互の連絡を図り、監査の実施に支障のないよう配慮しなければならないということで、相互協力しながらやっていくということになっておるので、外部監査を導入しても、そう支障はないんじゃないかなということを思っております。

次、最後になりますが、国保の資格証明書の発行の現状と今後の対策についてお尋ねをいたします。

19年4月現在の資格証明書の発行件数は何件か。また、資格証明書発行世帯のうち、中学校

卒業前の児童数と世帯数はどれだけかお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 国保の資格証明書発行件数でございます。174世帯でございます。

そして、その資格証明書発行世帯のうち、中学校卒業前の世帯と児童でございますが、2世帯で2人ということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今回、小・中学校卒業まで子供の医療費無料化の制度が今回の条例で通れば、4月からさかのぼって実施ということになります。資格証明書を発行されておる世帯の児童は、この無料化の適用がされるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 現在の国民健康保険制度では、資格証明書世帯の児童への救済制度はございません。福祉医療制度におきましては、各種保険、医療制度のうちで、一部負担を助成するという制度でございますので、保険証を持っていることがとりあえず条件になってまいります。国保の資格証明書を持っている世帯でも、福祉医療費の助成券は発行することができます。ただし、医療機関では全額を払っていただくということになります。そして、国保分の7割につきましては、償還払いで本人さんの請求から支払う。そして、福祉医療費分については、これも償還払いで本人さんの方にお返しするということになりますけれども、国保分については、いわゆる滞納分ということで、市の方に払っていただくようにということで話をしていきたい。また、乳児医療についても同じような考えていきたい、このように思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の説明ですと、国保分の負担ですから、患者が窓口で3割払うわけですね。3割分は払ってもらわなあかんよということでもいいのかどうか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） いわゆる資格証の世帯につきましては、全額医療機関で払っていただくということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） せっかく児童のために無料化を今回中学校卒業までさかのぼって広く実施をするという方向になってきたわけですが、2人の児童が適用されないということになるわけですね。私はもっと数が多いかなと思ったら、非常に少ないですので、医療の無料化の適用範囲内の児童がいる家庭、家族については資格証明書を発行しないという方向でぜひいくべ

きだなと思うんですが、温かい福祉の心を持った配慮ができないかどうか、市長にお伺いしますが、市長、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほど、思いやりというお話をしたところでございますが、市民部長が御答弁させていただきました。私、このことはまだしっかりと話し合っておりませんので、一遍よく話し合います、統一した見解が出せるようにしてまいりたいと思います。中身をよくあれでございしますから、よろしく願いしたい。

〔11番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ぜひひとつ温かい福祉の心で検討していただいて、実現されるよう要望いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これで、会派の代表質問はすべて終わりました。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤君。

1番（安藤由庸君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

一般質問を行います前に、午前中の会派代表質問の中で、私が所属しております会派の代表として広瀬時男議員が質問を行いました。その中で、会派の名前を「改革」というふうに誤りましたので、これを「翔の会」というふうに訂正をしたいということでありまして、よろしく御了承のほどお願いしたいと思います。

それから、同じく午前中の質問の中で、議案の差しかえについてという件で質問が出ておりました。この議案の差しかえということは、実は前市長のときにも一度ありまして、議会の方で、議案の提出に当たっては、よく議案の中身を精査した上で提出するようという決議案が可決されておりまして、それに基づきまして、先ほど部長答弁にありましたように、政策審査会、それから法令審査会という部署がつけられた経緯がございます。その可決の時点におきましては堀市長は議員の席にお座りになっておりまして、その決議案に賛成をされていたかと思っておりますので、これからは御注意されますようによろしく願いを申し上げます。

通告してあります質問は4点でございます。

去る4月11日に、隣町の大垣市の市立小野小学校で遊具の転倒事故がありまして、小学生が負傷したという事故がございます。この事故の後に、文部科学省は一斉に学校施設について点検をするようという通知を出していたかと思っております。また、その事故の後に、大阪府内の遊

園地ではジェットコースターの車軸が折れて死傷者が出るという事故がありました。いずれも安全点検を怠った結果、起きた事故でありました。こうした事故というのは、その後も幾つか起こっていたように記憶をしております。

そこで、当市において、こうした学校施設、それから保育所や都市公園等にも遊具というものは設置をされているわけでありますけれども、こうした遊具の安全管理、安全点検といったものはこれまではどういった頻度で行われてきたのか。それから、小野小学校の事故の後に整備、点検等、この安全管理について何らかの対策がとられたのかどうかという点についてお答えをいただきたいと思えます。

続きまして、再三会派代表質問でも市長のマニフェストについてということで質問が行われておるわけでありますけれども、その中に都市公園の整備が行われるということがのってございました。マニフェストの中には安全・安心のまちづくりという言葉も出ていたかと思えます。

そこで、都市公園の整備というものは、どういったことを基準にして、どういった地域を重点に整備をしていくのかといった点について、お答えをいただきたいというふうに思っております。

それから次でありますけれども、最近、年金の納付記録について、その記録が紛失をしたというようなことで随分な騒ぎになっていることは御承知のとおりでございます。年金保険料の納付記録が紛失ということでありまして、または平成9年に導入をされました基礎年金番号に各年金番号が統合されていないというようなことが発覚したわけであります。それによりまして、年金制度全体に対する不安と不信が広がっておりまして、政府、並びに厚生労働省、社会保障庁は、この不安解消のためにさまざまな手段を講じているわけでありますけれども、いまだ沈静化に向かっているというような様相は見えておりません。また、昨日の国会におきまして時効廃止法案が成立したように聞いております。

この年金記録についてでありますけれども、基礎年金番号の導入以前につきましては、各市町村で国民年金については記録の管理等が行われていたわけでありまして、この記録の管理につきましては、一部のまちにおきましては、住民からの要望があれば開示しますよという対策がとられているわけであります。

そこで、当瑞穂市におきましては、こういった請求があった場合、その開示ができるのかどうか。裏返して言えば、その記録がきちんといまだに残っているのかどうかということをお尋ねいたします。

並びに、年金制度についての不安、不信というものは昨今に始まったわけではなくて、もう昭和の終わりごろからずうっと言われ続けていたことでありまして、年金制度に対する不安や不信を解消していくために、市当局としてはどういった対応がとれるのかといった点について、お伺いをいたします。

最後、4点目でありますけれども、これもマニフェストにかかわる質問であります。

市長選におきまして、堀市長は、まちづくり基本条例の制定を2年以内に行うということで政策公約にのせておいでになっております。この点につきましては、議会初日の施政方針の中で、自主自立の自分たちのまちは自分たちの手で行政運営が求められるという、この言葉に反映されてくるものだろうと考えております。さらに、同じマニフェストの中で、各施策に対して住民参加を積極的に求めていくということもおっしゃっておいでになります。

そこで、まちづくり基本条例、まちによっては住民自治基本条例という名前と呼ばれることであろうかと思っておりますけれども、この条例を策定していくに当たりまして、どのような形で市民に参加を求めるか。それから、2年以内という期日ですけれども、どのあたりの時点で策定を開始していくのか。それから、施行時期はいつごろを目指していくのか、以上の点について、お答えをいただきたいと思っております。

以上、一括して質問いたしましたので、執行部におかれましては、一括して御答弁をくださいますようお願いをいたします。なお、不明な点につきましては、順次補足質問という形で行うことといたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 一括ということでございますけれども、とりあえず私の方から、遊具の方からお話を申し上げたいと思っております。

遊具につきましては、私の方と都市整備、教育委員会とありますので、私の方では保育所の遊具についてお話を申し上げたいと思っております。

私どもの保育所にあります遊具の点検につきましては、一応業者に委託をさせていただきまして、二月に1回の割合で点検を行っていただいております。業者のほかに、保育所におきましても職員が月始めに集中的に確認をしております。ふくあいがあった場合、すぐ使用を中止しまして、私ども行政の方に連絡してきて、すぐ整備するように手配をしているところでございます。

そして、小野小学校の後、どうしたかということでございますけれども、すぐ業者等話し合いまして、より確実な整備点検を行うように申し入れをいたしたところでございます。

そしてまた、職員も毎月1回ということじゃなしに、毎月1回徹底的にやるのはあれですけれども、常日ごろから遊具に対して注意を払うようにということで指導をいたしたところでございます。

議長（藤橋礼治君） 都市整備部長 松尾治幸君。

都市整備部長（松尾治幸君） 安藤議員さんの御質問にお答えいたします。

公園の遊具の保守点検につきましては、非破壊安全検査を年1回、定期点検を年6回、日本公園施設業協会の指定する公園施設製品安全管理士等の資格を有する業者に保守点検をしてい

ただいております。遊具が安全に使用できるように、細部にわたり点検を行っております。

小野小学校の事故の翌日には、都市公園の16ヵ所、それから児童公園41ヵ所の遊具の緊急点検を実施したところでございます。

補修・修繕の必要な箇所については、既に補修を終えております。点検方法等については、変更等は行っておりませんが、適正に点検するよう再確認の指示をしたところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 教育委員会でございますが、小・中学校、幼稚園の点検でございます。遊具の点検につきましては、委託業者による点検を年5回実施しており、さらに小・中学校、幼稚園の教頭、教務主任等が月1回以上の点検を行っております。異常が見つかった場合は、状況に応じて修繕、撤去を行っております。

点検のあり方の変更はあったかということでございますが、特にありません。事故の翌日に、学校職員、教育委員会職員が一斉に市内小・中学校、幼稚園の屋外に設置してあるすべての遊具、運動器具の点検を行い、わずかに危険を感じる、あるいは今後また危険となる可能性のあるものにつきまして改善措置対応をいたしております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からは、都市公園の整備のことにつきましてお答えをさせていただきます。

先ほど、午前中の松野藤四郎議員の御質問の中で申し上げました校区に1ヵ所、まずそういったのを整備してまいりたいと思っております。関係します地元区長さん、自治会長さん、こういった方にお集まりをいただいて考え方を御説明申し上げ、場所の選定とか、そういうことを地域の皆さんの意見を十分伺って進めてまいりたいと思います。この考え方のあれを早くまとめまして、一刻も早く関係する本田、さらには牛牧、穂積地区、こういったところの説明会に出れたらと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 国民年金の納付記録について申し上げたいと思います。

国民年金、被保険者名簿につきまして、名簿にて管理しておりました当時、国民年金が喪失した方の昭和60年以前の記録の一部が現在残っております。また、穂積町の平成10年1月から平成14年5月までの保険料領収済み通知書が残っております。電子データにおきましては、旧2町の電算システムの内容におきまして、納付記録が一部残っております。これは、電算管理への移行開始日の違いがありますので、2町とも状況が異なっている状況でございます。

旧穂積町におきましては、住民記録システムのうちの年金記録システムで、平成6年度時点に国民年金被保険者で、平成14年3月までに国民年金に加入した被保険者でありまして、平成

6年以前に転出、または死亡された方は除きますが、そのデータは残っております。

旧巢南町におきましては、年金収納管理システムで平成11年度から平成13年度の3年間分の納付記録が残っております。

国民年金の制度理解につきましては、広報「みずほ」におきまして、年間計画に基づきまして、健やか生活通信にて広報活動を行っているところでございます。

議員が提案されます個別的な届け出漏れの防止の事前案内につきましては、社会保険事務所との調整を行いつつ、各種届けごとに検証して、検討を行い、可能なものから実施してまいりたいと、かように考えております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御無礼をいたしました。一枚後ろに飛んでおりました。

まちづくりの基本条例の関係の御質問にお答えをしたいと思います。

これは、まちづくりに関します基本的な事項を定めますとともに、まちづくりにおけます私たち住民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を求めるものでございまして、どういう形かといいますと、まずもって住民の懇談会の開催、広聴会等で意見を聞くとか、公募委員をするとか、いろいろございます。こういったことにつきまして、これも各部に今手分けをしまして、これから条件整備をするところでございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。施行時期2年以内としてありますが、できるだけ早く条件整備、手順を経たいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 遊具の点検の件でありますけれども、もちろんいずれも業務の委託ということで御回答をいただきました。

これを見る限り、当然といえば当然なんでしょうが、市民部所管の保育所、それから教育委員会が所管する小・中学校、並びに幼稚園については点検が頻繁に行われているということはほぼ確認ができました。ただ、都市公園の分については年2回という御回答でありましたが、ほかの二つの部署の所管に比べて少し少ないかなという感じがします。多少仕方のないようなところもあるかと思えますけれども、何分にもこういった事故の原因を探っていきますと、安全点検を怠ったということに行き着くものがどうも多いようです。ですので、安全というものを確保していくためにも、点検の頻度というのは多い方がよろしいかなという気がするわけがあります。

そこで、業者に委託をしているということなんですが、くだんの小野小学校の場合は、下請に回したというようなことがあったかと思うんですけれども、当市の場合においては、いわゆる元請と申しますか、下請に出しているというような事実は確認をされておりますか、おりま

せんか、その1点だけお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 業者としまして、保育所、学校、それから都市公園につきましても名古屋市にあります日本運動施設サービスという会社が請け負っておりますが、そこが全部直にやっておってくれるということでございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 今、市民部長の答弁で、下請には出していないということのようであります。下請の事故というのは、公園だけではなくて、今思い出したところでは、埼玉県のみ野市でしたか、あそこでのプール管理の事故もありまして、元請が一応受けるんですけれども、その後、下請に出して事故が起きるとということもあるわけです。そういったことがないように、まさに安全と安心を図っていくということで、そういったことがないように気をつけていただきたいなど。今のところないということですので、今後もそういったことがないようにということで監督をしていただきたいというふうに思うところであります。

それから、都市公園の件でありますけれども、今、市長の御答弁の中に、各校区ごとに、これは多分小学校区だと思えますけれども、小学校区に1ヵ所以上設けていきたい。そして、その設置に当たっては、区長、自治会長等関係者に説明をしながら早急に取りまとめをしていきたい。そして、対象地区と認識してよろしいかと思えますけれども、上がったところが、本田、牛牧、穂積ということであります。このほかの地域はどうなのかということもあるわけですが、本田、牛牧、穂積という3小学校区から順番に手をつけていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

実は旧巢南の方は、とりあえずふれあい広場とか、そういった形をとってございます。こちらの本田、牛牧、穂積地区にはございません。ですから、3地区にまず絞って整備をしてまいりたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 公園の整備の件ですけれども、午前中の会派の代表質問の中にも質問がありまして、取得済みの用地を利用して順次整備をしていくと。それから、棚瀬議員の代表質問の中にも、本来自治体が所有できない土地があって、それを整理していくと。そして、そういったものについては公園整備に利用していくという御答弁がありました。ということは、こういった土地が本田、牛牧、穂積に多少なりともあるというふうに考えてよいのかどうか。そ

れから、同じ答弁の中に、若干面積の小さいものも存在をするという発言がありました。面積の小さいというのはどれくらいのことを言うのかあれですけども、今の土地の所在地、これもやはり本田、牛牧、穂積という3小校区に固まっているというふうを考えてよろしいのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

実は私が既に取得済みと言いますのは旧巢南の方です。都市計画の市街化の中にそういったところが何か所かございます。面積 1,000平米以下のところが多いわけでありまして。そういったところを児童公園とか、そういうものに整備をしてみたいと思っております。

土地利用の特別委員会があると思いますが、私、その委員会に入っておらなかったもんですから、旧穂積の方の土地があるかどうか、それは私、今わかりません。あれば、そういったところも産業建設委員会の皆さんとも御相談して、現地を見て、できるものでしたら整備をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 1,000平米以下の土地が巢南の方にあると。ただし、穂積の方にあるかどうかについては、現在把握をしていないということでありました。そうしますと、午前中の答弁と絡めますと、多分公園整備の順序は、穂積よりも旧巢南地区の方が早いのかなという気がしないではないわけです。ただし、公園整備については、実は土地特別委員会ができた経緯といたしますのは、市長御存じのように、本来自治体が所有できないと言われている農地ですね。こういったものの存在が明らかになってきた。それから、都市公園の中において借地が存在したというようなことが発端でありまして、随分と問題を抱えているのではないかという気がするわけでありまして。今後の公園整備については、当然土地は購入するということになってくるかと思えます。そうしますと、実は公園の整備というのは、市長の安全・安心のまちづくりの中で大変重要な位置を占めてくるものでありまして、宅地の開発が随分と今、例えば古橋であるとか、本田緑町であるとかというところは進んでおります。そうすると、言い方は悪いんですが、空き地、空間がどんどんなくなっていく。空間がないということは、その分地域の危険度が増すんですね。例えば火事だとか、風水害なんかでもそういったものが起きてくる。そうすると、安全を確保するための防火壁といたしますか、ファイアウォールといたしますか、そういったものを確保していくためには、1,000平米ではとてもじゃない足りないと思っております。そうしますと、今ある土地を整備しながら買い増しをしていくことになっていくのではないかという気もしますが、そういった大型の土地を確保していけるような場所が今のところどれくらいあるというふうにお考えかということですね。個人的に公園というふうにご

ますと、馬場公園だとか、生津ふれあい広場のような、あれぐらいの面積は最低必要だろうというふうな気が実はするんです。避難所という考え方にしても、あれより小さな、ここにありますがポケットパークという程度の、ただの空き地というような程度のものでは、とてもとても避難所だとか集合場所なんていうものにはなりません。私の記憶が間違いでなければ、そういった小さな広場、空き地の中で、周りが建物で囲まれたというようなところは、実は火事の際に大変危険な場所になるということがわかっているわけでありまして、要は炎がそこへ集中しまして、煙突現象ということで、そこに火の竜巻ができるというような場所になってしまうこともあるわけです。そうしますと、十分広い空間を確保しなきゃならないわけですけども、本田、牛牧、穂積、それから先ほどの巢南の方にある、現在土地特別委員会で検討されておる土地のある空間については、十分広い土地が確保できる、そういった場所が今あるのかどうか、これについて、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

何回も申し上げておりますが、私、就任させていただいて1ヵ月でございます。これから、今議会が終わりましたら、所管する委員会とか、そういったところと現場を見せていただいて、検討を加えてまいりたいと思っております。いずれにしても、今どのぐらいの広さでおっしゃられましても、ましてや生津のふれあい広場のような、あんな大きなものはとてもできるものではありません。もうそれは不可能なことでございます。五、六千平米、できてもそんなあれではないかと。これも実際、現場を見ないとわからないわけでございますが、現場の点検を早速させていただいて、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたい。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤君。

1番（安藤由庸君） 確かに馬場公園だとか、生津ふれあい広場というのは、本市においては大変広過ぎるということかもしれませんが、安全な避難場所というようなことをもし目指すということであれば、あれぐらいの広さというのは当然確保されるべきところだろうというのが私の認識です。ただ、現実的にそれが不可能だという場所の方が多分多いだろうと思っておりますので、そこまでは求めませんけれども、しかしながら、今1,000平米というのが一番小さいというような御答弁だったかと思っておりますけれども、1,000平米というのではいかにも小さ過ぎるというふうに思いますので、市長、今5,000平米程度とおっしゃいましたけれども、その5,000平米が広いか狭いかというのもこれは議論の対象になろうかと思っておりますが、広いところが確保できるならば、その整備を、まさに安全ということと、それから今これを見ておりましたら、ゆとりというのもありましたかね。豊かさですか。これをはぐくむという意味でも、広

い場所の確保がされることが望ましいというふうに思うわけでありませぬ。

ただ、現場を見ておりませぬのでという答弁が大変午前中から午後にかけて多いわけでありませぬけれども、そこら辺は、私としてはこの辺がよろしいのではないかという程度の御認識があってもよろしいのではないかというふうに思うわけでありませぬ。

続きまして、年金の件でありませぬけれども、先ほど、市民部長から御答弁をいただきました。紙ベースで残っているもの、それから電算システムに残っているものということで、随分とデータが散在をしているといいませぬか、歯抜けで残っているといいませぬか、照会をして、記録を確かめようというには厳しい状態になっているのかなという気がするんではございませぬが、もうちょっと基本的なところへ戻りまして、今の年金問題、年金の記録の問題が表面化してから、市役所の方へ記録の確認に来た市民の方というのはおいでになりましたでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 問題が発覚した時点では、まだ私どももそこまで来るとは思っておりませぬので、あまり正確には数はつかまえておりませぬけれども、6月10日以降ぐらいからかかってきたものとしまして、大体90件ほどの問い合わせ等がございました。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 90件ということは、随分と少ないということではございませぬが、行き先が、多分市役所よりも社会保険事務所の方へ行ったのかなという気はいたしませぬが、今の年金記録の漏れについては、社会保険事務所の方でもその記録を破棄してしまっているというような事態が発覚をしているわけではございませぬ。ここに実は民主党の「プレス民主」という号外があるんではございませぬけれども、ここで5,000万件というのが最初に出まして、受給している年金額が途中で変更された事例が22万件、コンピューターに入力されていない年金記録が1,430万件ということで、こんなのが最初に出たわけではございませぬ。その後、週刊誌なんかを見ますと、1億件なんていう数字も出ていませぬ。その1億という数字に根拠があるのかどうかは別ではございませぬけれども、そのほかにも船員保険の問題ですとか、私学共済が登録漏れになっていたというようなことも報道されている。随分と社会保険庁もいいかげんな仕事をしたなという批判にさらされるわけでありませぬけれども、1点だけ擁護すれば、1人で三つも四つも番号を持っている人がおいでになった場合に、それを統合するのに社会保険庁だけでできるのかという実態もあるわけではございませぬ、その辺は多少同情したいということではございませぬけれども、感情的には、まさに彼らのいいかげんさがここで露呈をしたということではございませぬ。

年金の問題ですけれども、一般に大変複雑な制度になっていて、一般市民では、そんなものはとてもじゃないわかるものじゃないという認識が随分と広がっているわけでありませぬけれども、実際に私が思うには、年金の制度そのものは、もらうときに複雑なものであるわけではございませぬ、い

かにもらうように権利を持っていくかという1点だけにとらえれば、それほど複雑な制度にはなっていないはずだというのが認識であります。

先ほどの広報の仕方ということでは、広報「みずほ」で行っているということでありまして、それから、個別に行う場合については、社会保険事務所と検討しながら行っていくということでありまして。市としては、基本的には個別に行うことまでは必要ではないと思っておりますけれども、なるべく不安解消といったこと、それから制度概要をきちんと知らせていくといった姿勢が求められるのではないかと考えております。

今後、年金についての記録の問い合わせ、それから手続等に関する問い合わせがあった場合、これからももちろんあるだろうということは想定するわけですが、そのときに、担当部署としては、例えば社会保険事務所へ行くときに必要な手続だとか、そういったものはより詳しく、かつわかりやすくといった対応はしてもらえるとというふうに考えてよろしいんですか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） この相談事でございますけれども、実際、今現在時点のデータは瑞穂市にはございません。各市町村にはございません。全部社会保険でございます。ですから、年金の資格等につきましてお問い合わせがあれば、また御相談があれば、いわゆる本人さんからの聞き取り調査を行いまして、何年から何年まで厚生年金でどこにおったというようなことを聞きまして、それをもとにして社会保険に照会をかけていくと。そして、社会保険から本人さんの方に回答していただくというようなサービスをしているわけでございますが、それ以上、私の方で把握することはできませんので、申しわけないと思っておりますけれども、住民の皆さん方にはできるだけの対応をしてみたいと、かように考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 私の質問の中に余計な修飾語が多かったようで、なかなかいただきたい答えをいただけなかったんですけれども、そういった手続の方法について、詳しく指導していただけるかというだけのことでありましたので、今の御答弁の中でそういったことはしてもらえそうだという印象は受けました。

あと、残っている記録については、その照会に応じて公表するということはしてもらえるとというふうに考えてよろしいんですか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） それにつきましては、本人さんであれば公開をしてみたいと思っております。そして、その資料につきましては、再度また社会保険の方に提出する形になって、向こうで突合するというような作業も出てくるかと思っております。そのダブルのやり方で持っていきたいと思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） これは聞いておくべきかどうかということもあるんですが、歯抜けの状態に残っている記録、社会保険事務所に記録を移管したその後に、台帳の破棄をしてもよいという通知があったということで破棄されたんだろうと思いますけれども、その辺について、市側に対して何らかの責めを負うというのもあるからです、市としても少し軽率なところもあったのかなというようなことにしておきたいと思います。

最後、4 点目の件でありますけれども、住民自治基本条例、まちづくり基本条例というものの制定でありますけれども、市長のお考えの中では、住民の権利と責任をそこでうたっていくと。それから、住民の意見を求めるということに対しては、住民懇談会だとか広聴会等を活用していきたい。それから、現在各部に手分けして、制定作業実施についての条件整備を行っているという御答弁でありました。

施行時期については2 年以内ということは、2 年間の間にこの条例を作成し、まちづくり基本条例、住民自治基本条例としての施行を行うということで、言葉を額面どおりに受け取ってよろしいですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この基本条例のことにつきまして、議会の方においても一緒になってやっていただければ、早くできるわけございまして、できればこういう条例は本当に早く施行していきたいなど、そういう思いでございますので、今後いろんな面でお世話になろうかと思っておりますけど、その点もよろしくお願い申し上げて、答弁といたします。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） なるべく早く作成をして、実施をしていきたいという答弁でありますけれども、むしろ私としては、じっくり時間をかけてやっていただきたい。そういう条例になるうかと思えます。

策定作業の開始がいつごろになるのかということについては、先ほどまでに御回答をいただいているわけでありまして、逆に言いますと、この制定作業に対して、市長はどれくらいの期間があればできるというふうにお考えか、これについてお答えください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先進地がございまして。こういったものも調査して、進めてまいりたいと思っています。今、私、はっきり申し上げまして、出させていただきます、本当にあれでございまして、今、いつかということも各部に指図をしておりますので、そのことでしっかり研究してまいりますけれども、このことにつきまして、今、いつ、どのようにということは、私が申

し上げられますのは、先進地、そういった事例等々も見まして、各担当部と一緒にその条例の条件整備をしてみたい。これだけしかまだ今のところは言えませんので、よろしくお願いを申し上げます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） どのくらいの期間がかかるかわからないということでは、いつ策定作業に入るのかということをごちかも予測することができないわけでありましてけれども、ほかの質問者の答弁に対してもそうなんですが、先進地を視察してということ随分とおっしゃいます。視察をするということは大変重要なことでありまして、私もそれについては何ら否定をするものではありません。しかしながら、今、このマニフェストに、それも一番上に書かれている項目ですよ。市の憲法に当たる瑞穂市まちづくり基本条例を制定しますという、一番上に書かれているまちづくり基本条例、しかも、その中には市の憲法と書いてあるんです。そして、市長の施政方針の中にありました自主自立の自分たちのまちは自分たちの手でという言葉があります。さらに、住民参加を求めて、市の運営を行っていきますということもおっしゃっているんですね。まちづくりの大変重要な条例を、先進地を視察して、そこでの状況を確認して制定をしますなんていうことは、私に言わせると物すごくばかげた方法だと思っているんです。それで、視察そのものを否定するわけではないんですが、制定過程において、もっと市民を参加させる方法について、まず検討すべきだろうというふうに思っています。一番初めの答弁の中に、住民懇談会とか広聴会でもって住民の意見を聞くというふうにおっしゃいましたけれども、これはこれまでの行政側のやり方と何ら変わるものではないんですね。ですから、市民参加を求めると言いながら、そこで示された方法はこれまでと全く変わらない。しかも、私が考える上で、この基本条例を制定するものについてだけお話をすれば、むしろそれとは全く違った手法を取り入れていかないと、条例そのものが生きてこないということが十分考えられるわけですね。

私は昨年、個人的に三つの自治体を回ってきました。そのうちの二つが住民自治基本条例、まちづくり条例、正確な名前はどうか、ちょっと覚えておりませんが、三つのうち二つがつくってございまして、一つのまちは、まだ制定から1年しかたっていないので、実効性については感じられません。むしろ、まだ住民に対して周知をしていかなきゃならないことであるし、市役所の中でも知らない職員がいるというような状況ですということを言われていたところがあります。

そしてもう一つは、大変失礼な話なんで、その自治体の名前は出しませんが、ある周年行事の記念でつくりましたということを言われて、じゃあ使っていますかと言ったら、使っていませんと言うんです。こんなばかな話はないんですね。その使っていませんと言ったまち

がつくった方法が、今、市長のおっしゃったそういうやり方なんです。

ですので、この住民自治基本条例については、むしろ私は、2年以内にとりうに市長は期限を示されましたけれども、できるならば、この2年以内に策定作業に入るとりうに、むしろおくらせる方向で私は解釈したいし、してほしいと思っています。この基本条例ができることにより、それ以外にかかる膨大な作業が別に発生してきます。そういったことを考えて、この基本条例の制定については検討を進めていっていただきたいということであります。

先ほど、使っていない自治体があるという話をしました。規則というものは、一回つくってしまうと、結局それに違反する行為というのが出てきます。むしろない方がそれについての違反というのとは出てこないわけですから、気持ちとしては楽なんです。使えない条例をつくるよりは、実効性のあるきちんとした条例をつかって、そして今後の市民の福祉に寄与する。この福祉というやつは、私の解釈としては幸せというふうに読みかえますけれども、市民の福祉の向上に使える条例をつかっていただきたいというふうに求めておます。

質問というよりも私の意見というふうになってきてしまいましたけれども、ぜひともこの住民自治基本条例の制定については、その策定過程、それから市民参加の方法について、よろしく御検討をされまして、実効性のある条例をつかっていただきますよう求めて、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時35分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 浅野楔雄君の発言を許ます。

3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番、翔の会、浅野でございます。

私は、次の2点について質問させていただきます。

報道機関に対して発言、発表した責任について、その次に、公共サービスの経営内容についてお伺いしたいと思ます。

詳細については質問席より質問させていただきますので、よろしくお願いいたます。

まず、質問する前に、きのうの総括質疑の中で答弁拒否ということがございました。本日は答弁拒否は絶対していただきたくありませんので、前もってお願いしておます。

それでは、お尋ねいたます。

新しく市長に就任され、記者会見やインタビューが多くなると思ますが、市長として、記者会見姿勢をどのようにお持ちですか、お尋ねいたます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えさせていただきます。

私の基本的な考え方とか、行政に取り組む姿勢をお話ししておるところでございまして、自分のやろうとしておる、そういったことについて述べておることとございまして、記者会見はそういった意味でさせていただいておると御答弁させていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、市長の方からお話を伺いましたけれども、いわゆる報道内容につきましては、記者の方それぞれの感性と受け取り方によって表現に違いが出てきますが、そういうときの対応はどのようにされますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 多少のずれが出ることもあろうかと思えます。これは、責任云々ということになりますとあれですけれども、多少のずれがあってもそのときの雰囲気等々で話すこともあろうかと思えますので、そういうことも出てくるかと思えます。そのことだけ申し上げます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今のお答えの中で一つ問題になりますのは、けさの岐阜新聞の朝刊と中日新聞の朝刊、ここに同じ内容の記事があるんですが、その表現が著しく内容が異なっているんです。新聞を引用させていただきますと、岐阜新聞の方は、「瑞穂市議会定例会は29日再開され、7月4日付で退任願を提出している教育長の後任人事をめぐって、大学職員（60、揖斐郡揖斐川町の教育委員会委員）の任命同意案」というふうに表現されておりますし、中日新聞の方は、「県内の高校や小学校で校長を務め、揖斐川町内の男性（60）」をというふうに表現が違います。岐阜新聞の方は、大学職員、そして教育委員会と非常に細かく書いてありますので、これを読んだ方はどなたがなっているかということが一目瞭然に出る記事と出ない記事と二つに分かれているので、こういうときに、市長はどのようにこれを市民の方に説明されますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今の新聞報道のことについて、すべて私のコメントというふうに受けとめておられるようでございますけど、私は、そういうすべてのコメントをいたしておりませんので、お間違いのないようによろしく願います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、市長の思っておられたふうじゃないというふうに言われたんですけど

ど、事ほどさように市長のそれぞれの動きをマスコミというのはよく見ているわけですね。ですから、こういうことがあってはならないということをお願いしておるわけでございまして、なぜこれを申し上げましたかといいますと、きのうの総括質疑のときにも私が言ったと思いますが、やはり市長であられるので、やっぱり慎重なことをしていただきませんと、例えばきのうの総括質疑の席上においてこの教育委員のお話が出てきたと。そして、こういう新聞報道がされると。そしてまた、そのほかにはこういうのもあるんです。「6月22日金曜日から瑞穂市の6月議会が始まっている。4月22日の市長選に当選し、6月1日から就任した堀孝正市長にとって初めての議会である。56年に及ぶ松野ファミリーによるトップをかえた市長選であった。しかし、市民がかえたのは市長だけで、議員たちをかえたわけではない。多数派議員たちのすさまじい反撃が始まった。議会人事では、露骨な会派改革外し」。そして、もっとまずいのは、いわゆる個人名をそのままこういうふうに報道していただくという記事が載っているんですけど、事ほどさようにマスコミは、先ほど私が申し上げましたように人それぞれの受け取り方が違いますので、慎重に発言していただかなきゃならないと思いますが、それはお約束できますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

私のマニフェストに実施年度を掲げまして、このたびの市長選挙において当選をさせていただきました。このマニフェストを着実に実行すべく執行していきたいと考えております。

さきの6月2日のお話をされました。当該報道機関の中においても、下水道、公園整備等、基礎的なインフラ整備が整っていないとの話の中で、下水道使用料の値下げ等の議案を本定例会に上程する旨の発言をしたことは事実でございまして、それは、早急に整備を図りたいという私の考え方、思いがいささか先行した発言でございました。今、浅野議員おっしゃるように、今後、公人の発言としては慎重の上にも慎重を期していきたいと考えております。よろしくお願いを申し上げたい。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） ありがとうございます。

それでは、その次に、同じ報道関係の中にもあったかとは思いますが、市長の選挙マニフェストには、二代表制を重視し、さまざまな公約が記載されておりますが、この中に書いてないのの一つだけあるんです。財政をどうするかということがマニフェストに一切書いてないんですけど、財政はどういうふうに、どう運営されるのか、この場で発表していただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

財政のこと、財源の確保ですね。そのことが書いてないではないかと。ここに掲げておりますいろんな諸施策につきましては、御案内のようにおくれておる分野を整備しなくてははいけない。インフラ整備をしていかななくてははいけない。そのことが主なことでございます。これらのために、公共事業の肝心な下水道なんか、本来でございましたら、もうできておるんですけども、できていない。そういうことは何が何でもやらなくてははいけないことであります。やらなかったがために財政がいいわけでありまして、その部分を多少は使ってやっていくというのがまず第1点でございますし、2点目としまして、この地域は岐阜と大垣の中間でございます。南部の横断ハイウエーも走っておりまして、JRの穂積駅もでございます。地の利、利便性は最高でございます。ですから、インフラ整備をすることに、本当にいいまちだから、さらにここに住みたいし、瑞穂へ来たい。ある程度それなりの人に転入をいただくことよっての財政の確保がひとつございます。そして、ここの中に掲げてございます事業をやることよって、このままやらなかったら、どんどん財政力指数が上がって不交付団体になってまいります。ですから、事業をやることよりまして、ある程度の負債も組まなくてははいけません。それよって補助金が入ってまいりますし、そして起債を組む、補助残のそういったことよりまして、交付税の算入が措置をされるわけでございます。そういう財源の確保。そして、三位一体改革によります、要するに地方分権よる税源移譲ですね。国の方へ所得税はすべて取っておりましたが、それが町に来る。そういう税源をしっかりと確保してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたい。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長の方から、インフラ整備がおくれていることと、それから、先ほどからも出ております下水道をやるということについて、非常に巨額のお金がかかるということは、それを提案されるときにもう既にわかっていることなんです。わかっているのに、瑞穂市を一つの株式会社と考えた場合、入ってくるものと出るものの計算をきちっとしていただかないと非常にまずいということが浮かんでくるわけです。それと同時に、今、県・国においては、いわゆる新車を買うときに、あのお宅の収入は幾らあって、どれだけ預金があるから、何回の月賦払いでもお宅には売れますよと。今、行政も財政力のあるところが国・県にお金を貸してくださいと言った場合に、財政力のあるところには国も県もお金を貸してくれるんですが、自分の懐がなくなると、県・国からの助成、補助というのが制限されてくる。このことは非常に重要なことだと思いますので、この点について、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私が申し上げておりますインフラ整備は、こういった生活関連事業、生

活環境の事業でありますので、いろんな自治体はもう最終段階に入っている。ところが、ここはおくれているということを申し上げておりますが、国の方は、生活関係の下水とか、こういう関連は手だてをしてくれるのは間違いないところでございます、その点は御理解をいただきたい。

そして、財源の確保の中で、実は一つ漏らしました。この地域、本当に企業誘致をして財源確保をしたいところでございますが、やはり岐阜と大垣の間点でございますし、旧の本巣郡としても、南の方で本当に地の利のいいところがございます。ですから、はっきり申し上げて、本巣市なんかには比べますと企業誘致をする土地の地価が相当違う。なかなか企業誘致は難しいわけで、実は前の松野市長も企業誘致はまず不可能だということを3月議会でも言われたとおりございまして、難しいところでございます。今できるところはどこかといいますと、旧巣南地区に以前農村工業導入法に基づいてそういうエリアを決めてございます。そういったところに企業が張りついておりますけれども、こういった地域、まだあいておるところもあるわけでございます。こういうところの点検等もいたしまして、そして、できることなら企業誘致、こんなに大きなのは入れません。そういったことで真剣に考えてまいりたいと思っております。どうかその点も御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長の答弁の中に、いわゆる企業誘致、いろいろと言われましたが、旧穂積町地内は岐阜都計の中に入れておまして調整区域が非常に多いんです。まずこの枠をどうやって外すか。その手法は、今、市長の方からのお答えの中になかったんです。それと、巣南地区に関しましては農業振興区域という大きな枠がかかっています。農業振興区域というのは、農業を一生懸命やるから開発をあまりしないようにとって枠がはまっておるわけです。お願いしてかけていただいた農業振興区域を本当に外して、企業誘致ができるのかどうか私は疑問に思うんですけど、市長はどうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私、今お答えの中で外してということは、そういう地域エリアが設けてございます。そういったところがまだ完全は埋まっておりません。どのくらいあるか点検をしながら、できることなら企業誘致をということで申し上げたわけございまして、その点、御理解をいただきますようによろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今、市長の方から、これからいろんな点検をしてやっていきたいということがございましたので、静かに私は見ておろうと思います。ただし、いろいろな案件が出て

きたときに、やはり議会政治でございますので、まことに悲しいことながら多数決というのがあります。市長提案を否決したときに、説明されるときに、あれは議会で否決されたからできないというお答えだけはいただきたくございませんので、その点ひとつ十分御理解いただきたいと思います。

それでは、その次に申し上げておりました公共サービスについてお尋ねいたします。

本議会に、みずほ公共サービス株式会社の経営状況に係る書類の提出ということで出てきておまして、決算報告書の中の当期純損失金額 147万 3,043円というのが出ておるんですけど、みずほ公共サービスは商法の関係ですので深くは議会で追及できませんが、ここに当期純損失金額 147万 3,000円という表示、それから外注費、消毒ほかで 304万 3,809円、それから枯れ草等処分外注費 155万 401円という数字が載っております。この数字をごらんになって、市長はどのように感じられますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私、まだ就任させていただいて本当に1ヵ月で、中身の精査は本当できていないところで、こういう御質問をいただいて、ちょっと恐縮をいたしておるところでございますが、このみずほ公共サービス株式会社は、平成17年4月に、地方公共団体等の簡易な事務処理業務、労働者派遣法に基づく労働者派遣業務、公共施設等の維持管理及び運営に関する業務を行い、行政サービスの補完・代行を目的として発足されました。同年9月から現在の巢南庁舎3階に事務所を開設して、11月からは文書管理業務、印刷、データ入力等の事務支援業務を受託しております。平成18年は、17年の業務に加え、水道施設課、水道事務課、市民保険課の労働者派遣業務、水道メーター検針業務、庁舎・水源地・水防倉庫・公園等の公共施設の維持管理事業等の業務を瑞穂市から受託をいたしております。第2期としまして、平成18年4月1日から平成19年3月31日の決算では、御指摘の147万 3,043円の当期純損失額となっておりますが、今後は経営基盤の強化に努めるとともに、高齢者雇用機会の拡大、女性の社会進出やパートタイム勤務の増加等、市民の雇用機会の拡大に貢献する場と考えております。また、労働者派遣業務、また受託業務体系の見直し等を行いまして、より適正な業務内容にしていくよう指導をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 今の御答弁の中であつたんですが、この147万のこともおっしゃいました。ただ、これだけの損失金が出ているにもかかわらず、社長の給与が上がっている。職員の諸手当は上がっておる。ちょっとおかしい現象を起こしているのではないかと私は思うんですけど、市長はどのようにお考えですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） このみずほ公共サービスにどのくらいの市の事業を委託しておるか、本来、市が直接これを直営でやったら、私は今、大まかな数字でございましてつかんでおります。市がやった場合の55%から60%の予算でおさまっておるわけで、やはり市民の税金がそれだけ有効に使われて、安くできておるといふこととございまして。私、ここら辺を理解しなくてはいけないなと思っております。私、市長になりまして、まだ詳しい本当の中身まではあれですが、実質そういう大まかなあれは大体直営でやります55から60%におさまっておる。そこら辺も御理解いただきまして、なかなか私、これだけの事業を統率してやっていたら、役員の報酬も、これは所管の部長からお答えさせていただきますけれども、そんなに高いあれではないのではないかと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今の答弁の中で、一つ一番肝心なことが抜けている。というのは、市民の方々が納めていただいたお金で、瑞穂市 100%でつくっている株式会社なんですね。そこで、現社長の運営でこの損失金が出たのか、何で出たのか、ここが問題なんですね。だから、やはりとうとい市民の皆様方の 1,000万円、100%瑞穂市が株主なんです。その最高にお見えになる市長が、就任した期間が短いからで済まされる問題ではないと思いますが、市長、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） そういう御指摘をされれば、そのとおりだと。お答えを返さないわけとございましてけれども、今後、こういう決算にならないように、しっかりと心して指導してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） それでは、今、お金の話ばかりしましたので、ちょっと目先を変えていただきまして、このみずほ公共サービスの中の事業報告というところに、瑞穂市シルバー人材センター事業支援委託準備、給食センター配送委託業務準備を行いましたと。まだ議会にもかかっていないことを、もう既に事業報告の中でおやりになっているんですね。そうすると、ここが明らかに独走というか、ひとり走りしておるということにも見受けられますが、いわゆる受託業務以外には、瑞穂市シルバー人材センター事務支援委託準備、給食センター配送委託業務準備を行いましたとって議会の方に報告が来ておるんですけど、まだこの案件については、議場において審議されていないことがもう既に事業報告として出てきておるんですね。これについて、市長はどう思われますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） そのことにつきまして、市長公室長がそちらの会社に籍を一部置いておりました。そちらの方で、どんなふうになっておるか、答弁をさせます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） 今、市長の方から、市長公室長の方から答えていただきますとおっしゃったんですけど、私は市長にお伺いしていますので、やはり市長の口からお聞きしたいと思えますし、市長が、よく精査してなかったと先ほどおっしゃいましたんですが、そうであれば、慌てて6月に出すべき報告書なのかどうかという点についてもお伺いしたいと思えますので、よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この計画とか、そういったあれは、私が就任する前にもうつくられておるといってございまして、つくられておる。だから、的確なものだろうというふうで認識をしておりましたので、その点、よろしく願います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3 番（浅野楔雄君） いろいろと市長の方から御答弁いただきましたけれども、最終的には、今、議会の方でみずほ公共サービス特別委員会というのが設置されておりますので、そちらで私の納得いくお答えが出していただけるように、特別委員会の方で十分審議していただいて、私を納得させていただきたいと思えます。これで一般質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 続きまして、5 番 吉村武弘君の発言を許します。

5 番（吉村武弘君） 5 番 吉村でございます。

最後になりましたので、お疲れのところ、もうしばらくよろしく願います。

質問を4点、それから提言を1点、計5点を行わせていただきたいと思えます。一つ目は、平成15年12月3日、西岡一成議員ら4人が、県警捜査2課に公選法の疑いがあるということで現在の堀市長ら5人を告発された件についてと、それから2点目は、みずほ公共サービスの役員報酬について、3点目は、議案事前配付と42号議案市道路線の認定及び廃止についての議案の差しかえについて、4番目は、市長のマニフェストについて、5番目は提言でございますけれども、市制5周年ということで、質問と提言をさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

1点目は、市長になられましたのでお伺いしますが、先ほども申しましたように、平成15年12月3日に、西岡一成議員ら4人が、堀市長、それから松野前市長、その他3人、計5人を、松野前市長が市長選で、市長になる前に、助役にしてやるから出馬しないようにという

約束をしたということで、西岡議員らに告発されたということについて、その当時は「あかつき」のピラがかなりばらまかれました。ばらまかれただけで、その後どうなっているかというのは全くわかりませんし、それで、あの当時はX氏ということになっておりましたが、多分現堀市長であるだろうと思いますので、その告発された件について、それ以降どうなったのか、事実であったのかなかったのか、そういうお話をお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 吉村議員の御質問にお答えをさせていただきたい。

御質問のことにつきまして、私の思い違いによるものでありまして、私の聞いた範囲では、岐阜地方検察庁は不起訴処分とされました。その後は何もなしで一件落着をいたしておりますので、よろしく願い申し上げます。詳しい内容がお知りでしたら、御本人がお見えになりますので、御本人から直接聞いていただきますように。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 思い違いで不起訴処分になったと。思い違いでって、これはかなりの人がかかわったことでありますし、堀市長だけのことじゃなくて、全く関係ない人までそういうことになったと。そういうことについて、市長としてどう考えられますか。そして、いつ思い違いということで不起訴になったんですか。その辺をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この問題につきましては、今申し上げましたように、当事者でございます方がお見えになりますので、そちらで詳しく聞いていただきますように、よろしく願いします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） それでは、ここにブログがございますわ。与党対野党、3対17、岐阜県瑞穂市市民の力、熊谷祐子というブログがございますけれども、これは改革の熊谷さんのブログでございます。それで、改革で前一緒にやってみえた堀市長、それから西岡議員、本来からいったら告発されるということは非常に大変なことなんですよね。それが、私はよくわからないのですが、仲よくやられるというのは非常にわかりにくい話なんですけれども、その辺のところは、市長はどういうふうに思ってみえますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御質問の件につきましては、何回も申し上げておりますが、私の思い違いによるものでございまして、岐阜地方検察庁は不起訴処分にされました。その後は何もないということで一件落着をいたしておりますので、それ以上のお答えはいたしません。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） このことについては、思い違いで一件落着になったということを何度もおっしゃられるので、それについて、人に迷惑をかけたという思いは全然持ってみえない。そう思いますので、これ以上、この件についてはやめます。

では次、みずほ公共サービスの役員報酬についてでございますが、これは 100%瑞穂市が出資の会社でございます、瑞穂市の代表は市長であられますので、市長、社長の給与というのは御存じですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） これまでの社長の報酬は22万 5,000円ですか、それを25万 5,000円とするということで、この報酬が高いかどうかという、値上げをしておるところでございますが、私、先ほど申し上げましたように、相当な市民の皆さんの税金をみずほ公共サービスに委託させることによって、大きく合理的な運用ができておるわけでございます、このみずほ公共サービスを統率していこうとしますと、本当になかなかえらいあれだなと。こういうところから、多少の値上げといえますか、月額25万 5,000円というふうになったところでございます。どうか御理解をいただきますようによろしくお願ひしたい。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 私がこの前総務部長に聞いたのは、たしか前年度18万で、今年度から30万に上がる。ただし書きがついて、とりあえずは25万にするとかという話を聞いたんですが、それは違うんでしょうか。部長、お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 新田君。

総務部長（新田年一君） みずほ公共サービスの代表取締役の報酬に限って、先ほど市長が答弁させていただきましたが、数字にちょっと誤りがありますので、訂正をさせていただいて、回答とさせていただきます。

今月、6月13日の第2回の定例株主総会におきまして議案として出されました取締役及び監査役の報酬というところで、代表取締役社長の年額報酬を 360万円とするということですが、ただし書きがありまして、当分の間は月額25万 5,000円とすると。それから、同じく、民間の非常勤取締役の年額については月額 5,000円、それから常勤の監査役については、これは税理士さんですが、月額2万円とするというような、当分の間ということにつきましては期間を明らかにされておりませんが、取締役会で議決になっております。以上でございます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） これ、取締役会が6月13日に開かれたということですがけれども、それに株主の市の代表である市長さんは出られたんでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 出席をさせていただきました。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） それで市長、出られたんであれば、月額18万から、年間360万に上げる。18万から、簡単に言やあ30万ですね。12万も月額を上げるという、これをどう思われたのかということと、それから、ただし書きが何についておるのかと。ただし、当分の間25万5,000円にすると。何でそんなことをやらなきゃいかんのか。これは、やっぱり後ろめたいことがあって、そういうふうにしたのか。当分の間とはいつまでか。1ヵ月か2ヵ月か、1年先か。このままほかっておいたら、お手盛りお手盛りで、30万が40万、40万が50万になるという可能性もなきにしもあらずです。市民の方が、こんなばかな話を聞いたら本当に怒りますよ。市長、その辺、どのように思われますか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 大変失礼をいたしました。月30万ということで、当分の間は25万5,000円ということでございます。私、先ほど申し上げましたように、あれだけの福祉機関を統率するには、年間360万ぐらいやむを得んではないかと、こういうことで思った。これも、どこまででも行ってしまふんじゃないかというお話でございましたが、今後そんなふうにならないようにしっかりとしていきたいと思っております。当分の間、25万5,000円でやっていただき、事業はいろいろふえてまいります。そんな中で、本当にこれだけやっていただくんだらというところで、これは適当だと認めれば、ここに掲げてございます月30万ということになるうかと思えます。当分の間は、私はこの25万5,000円でしていただくように指導してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 市長、360万ぐらいでやってもらわなきゃいかんということなんですけれども、もともと、もとの金額があって、私、議事録を読みましたがけれども、17年ですか、できたときの。当初は、立ち上げということで、非常勤であるということで無報酬。18年から常勤ということで18万になったんであろうと思えますけれども、18万から、いきなり30万なんていうことは、だれが聞いたって、こんな率の高い値上げはないんですから、常識を外れた値上げですから、18万が20万になったというならわからんこともないですよ。20万超えて、30万ですよ。こんな会社、ほとんどないですよ。

それからもう一つ、業務のことまで中へ入っていくのはなんですけれども、一つだけちょっとお尋ねしますけれども、樹木の消毒とかなんとかというのが丸投げで出されているという話もちらっと聞くんですけれども、そういうことはないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私、今のところ、そういったことを聞いておりませんので、よろしくお願ひします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） みずほ公共サービスのことについては、株主である瑞穂市の代表者、市長が今後も目を見開いてやっていただきたいと。当分の間というのは、結局 1 年なら 1 年、そのままほかっていただいて結構なんですから、そのつもりでやっていただくと。

次に移りますけれども、議案の事前配付についてちょっとお尋ねしますけれども、私が議員をやっていたころは事前配付はなかったんですけれども、前々にも言われたですけれども、もう一回お願ひします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

議案の事前配付につきましては、先ほど来、何人かの議員さんにお答えをさせていただいております。なぜ事前配付をしたかということですが、御案内のように、ほとんどの市町におきましては、議案の事前配付をなされております中にございまして、本市におきましても、議案書の議会開会前の事前配付を実は議会として要望いたしておりました。実施をされなかった経緯がございますので、私といたしまして、市長就任、本当に半月余りの時点でございしましたが、議員の皆さんに敬意をあらわすべく、精読、予備知識を持っていただくためにも、早速実施をさせていただいたところがございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 精読をしっかりとできるようにということですが、こんなもの、会期を延ばしゃあいいことであって、わざわざ事前配付しなくても、一緒だと思ふんですよね、要は。ですから、この前、42号議案、路線の認定と廃止の議案の差しかえがあったということで、ダイヤモンドシティの認定路線をとるためのものが減らされてということなんですけれども、ダイヤモンドシティの路線認定というのは、ほかの路線認定と廃止の議案とは別個のものであると考へたっていいわけなんですけれども、そういうことになると、前の福野助役さんが、17年だったと思ったんですけれども、議案を撤回したということで、堀市長が辞職勧告決議案を提案されたというのと何ら変わらへんのですね、差しかえしたら。市長は、事前配付というのは、

議案じゃなくて参考資料だけなんですか。参考資料としてしか、そういう軽い考え方でしか受け取ってないんですかね。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） はっきり申し上げまして議案となりますのは、開会当日ここに出させていただいて、お話を申し上げるときが本当の議案となる。それまでのあれは資料と言って間違いないと思います。

そしてもう一つ、中で御質問がございましたが、福野助役のあれが出てきまして、これは中身は全く違いますので、その点は、これは間違っかけてちゃって、議論して、そして通しての後からの話でありますから、それがまとまったものが議案として出てしまったものでありますから、全く違うものでございます。その点だけは御理解いただきたい。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） 議案を配付していただいて、参考資料ということであれば、会派で勉強会をやって、各部から出ていただいて議案説明していただいて、一生懸命やって、それが参考資料であるからといってぱっと引っ込められてしまったら、そんなばかな話は私はないと思うんですけども、それだったら、その可能性は幾らでも出てくるわけですね、今後。参考資料だからということで、どんどん出してきて、いろんなところへ話が行っちゃって、都合が悪ければ引っ込めるという話にもなると思うんですよ。だから、その辺のところを本当に真剣になって考えて出しているのかなということをちょっとお話しください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをいたします。

こんなことはそうたびたびあることではございません。御理解をいただきたいと思います。提案権はあくまでも私の方にございますので、よろしくお願いを申し上げたい。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） この話はどこまでやってもそう進む話じゃないですから、今度は市長のマニフェストについて少しお尋ねいたします。

午前中も昼からもいろんな方が質問されまして、お話を聞いていたわけなんですけれども、公園をつくるのは非常にいいと思うんですよ。それで、巢南にもたくさん借地で買ったところがあるんですよ。この前、21日の中日新聞なんですけれども、愛知県美和町で、いわゆる土地改良区で宅地や商業地に転用された農地について、転用後も農地のまま課税しておったと。巢南の場合も、借地が農地のまま借り上げて、農地のまま課税しておったと。合併してから転用して、課税をし直したという話なんですけれども、農地と雑種地では物すごく違いますわ

ね。堀市長が町長をやっていたときに、そういうところがあったと思うんですけども、物すごい税金の差額をどう考えられるかということと、それから、中には亡くなられて相続税の関係も農地でかけられて、物すごい安い金額でというのもあると思うんですよね。その辺のところ、市長、当時そういうふうで買われて、課税はどういうふうにされていたんですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今の御質問ですね。当初、公園をつくりましたのは、ほとんど借地でさせていただきまして、御案内のように農地のままでございます。ですから、米をつくっておれば大体7俵ぐらいというところで、それに少し色をつけましてお米10俵分ということで借りた。はっきり申し上げまして、安く借り入れる。年間20万円ですね、1反当たりが。そういうふうで借りておったわけですが、安く借りれるが、利用するのはやっぱり町民でございます。町民が利用するんですし、市は、税金としましては農地の税金をもらうだけでございます。貸しておる人もいいということで、そういう形でやっておった。法的にそれが違法云々とか、その時点ではなかったわけでございますけれども、すべての人がいい、また土地の取得も簡単であるというところから、やっぱり市町に貸すやつならということで、簡単でございました。そういう形で借り上げてきた経過がございます。そのことだけ申し上げておきます。

〔5番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） そんな勝手なことができるんですかね、法律を。法律にのっとって、転用すれば転用したように税金をかけなきゃいかんし、農地であれば農地のように。農地でないものを米がどうのこうのという計算方法でなんていうのは、そんなやり方がまかり通るなんていうことは、それこそ10年おくれておるという市長の話ですけども、10年おくれたような話になるんじゃないですかね。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど申し上げましように、高い借地を払うということは、皆さんの税金でございます。ですから、私はその時点で、仮に問題になったと。やはり国とか、そういったところと、まさに地方分権の時代ですから、みんながだれもがいい。法の改正をしてもらわなくてはいけない、そういう形で、みんなが利益が享受できる。町民の皆さんは広いところでやれるし、また公園として憩えるし、いろんな協議等々もできる。そういったところをつくってあるわけでございますけれども、だれも困るものあらへんと。今、法的なことをおっしゃいますけど、それを私は本当にこれからでも地方からそういったことが、地方分権と言うなら、そういうことも認めてもらえるべきじゃないか、そういう声も大にしていかななくてはいけない。そういうことを考えておる一人でございます、その時点ではそれで通っておったものですから、私はそうやってやってきたというところがございます。

議長（藤橋礼治君） 本日の会議時間は、議事の都合によりまして延長いたしますので、その点、よろしく願いいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） そんな拡大解釈されると困るんですけども、瑞穂市ではそのようなことはなされないように、今後、今までのものについて問題があったということであれば、問題が出てきた時点で、それなりに市長として対処していただかなきゃいかんと思います。

あとは、いろいろマニフェストについてお尋ねしたいこともありますけれども、その都度その都度、また行っていきたいと思っておりますので、一番最後の提言として、市長に私の提言ということでお話をさせていただきます。

瑞穂市になってから 5 周年になりますね。国に国歌があり、学校には校歌があり、それから、消防訓練に行けば消防の歌があり、それぞれいろんなところでいろんな歌があり、その歌で心が一つになり、瑞穂市民の歌とでもいうのが、そういった歌を広く市民から公募して、いつでもどこでも市民が元気になるような、そういう歌を 5 周年を記念して、つくったらどうだろうと私は思うんですけども、例えば役所の開始時に、職員が朝一番でそういった歌を歌って、元気をつけて、市民のお客様を朗らかに受け入れるといったものを作ったらどうかと私は思うんですけども、市長はどのように思われるかわからないですけども、それをもって最後にします。

議長（藤橋礼治君） 公室長 広瀬幸四郎君。

市長公室長（広瀬幸四郎君） 吉村議員さんの質問にお答え申し上げます。

先ほども言われたとおり、今年 5 年目を迎えるわけですが、まちに歌があってもいいんじゃないかということは思っております。ちなみに本巣市は歌があるんですが、あれは宗次郎さんが作曲されたということで、うちもそういう作詞、作曲される方があれば、公募してやっていきたいなということも思いますので、そのときはまた協力の方お願いいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5 番（吉村武弘君） どうもありがとうございました。これで終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

また、傍聴の皆様方も御苦労さまでございました。

散会 午後 4 時45分

